

都市における

重度身体障害者の生活実態

——堀木訴訟の一資料として——

住 谷 馨
三 塚 武 男

(1)

この調査は重度身体障害者の生活実態を「障害」「家族構成」「生活歴」「生活時間」「労働」「趣味・娯楽・社会活動」「健康」「住宅」「結婚」「育児」「家計」「社会保障」「生活保護」「障害者のための施設・制度」の視点から分析し、統計化したものである。現在、国民の生存権保障の問題に関連し、所得保障・就労保障・医療保障・教育住宅・福祉サービスの保障など、国または自治体の制度・政策・施策の状況が問われ、告発されるようになった。戦後の社会保障制度は経済成長のかげにかくれて制度化の水準は依然として低い状態である。社会的事故・障害・疾病労災・老齢・児童に関する社会問題対策は、生活保護法をはじめとする福祉立法・社会保険・各種年金制度・福祉サービスによっているが水準は低く、施策相互間の連関性補充性が不充分で、生活困窮の度合は深まる一方である。現行の各

種施策の体系化は国民各階層から強く望まれるようになってきている。「堀木訴訟」は、日本のこの社会保障制度の矛盾を反映しており、「障害福祉年金と、児童扶養手当は併給できない」という禁止条項をめぐる争われ、一九七二年九月、神戸地方裁判所において原告側の主張が認められる判決がえられた。しかし、兵庫側は、この判決を不服として大阪高等裁判所に控訴し、現在、裁判が続行している。この時期にあたり、身体障害者、とくに重度障害者の生活実態を調査し、国または自治体が保障すべき責務の状況と照応することは社会保障制度の促進、拡充のために一つの指標を提供することになるであろう。

「調査対象」身体障害者手帖一・二級所持者。名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の在住者。

「調査期間」昭和四十八年四月より十一月下旬まで。

「調査方法」身体障害者の組織に調査協力を依頼し、調査員により調査表各項目について面接調査を行う。協力依頼の団体は「友愛会」「京都ライトハウス」「視力障害者を守る会」「愛知県身体障害者懇談会」「名古屋ライトハウス」。調査員は日本福祉大学の視力障害者福祉研究会、障害者福祉研究会、社会保障研究会の各メンバー、竜谷大学の有志学生、大阪教育大学の福祉問題研究会メンバー、大阪大学、大阪社会事業短期大学の生活保護セミナーのメンバー、兵庫障害者連絡協議会のメンバー、同志社大学の社会福祉研究会のメンバーである。

「調査主体」身体障害者調査委員会。この委員会の構成は兵庫障害者連絡協議会の代表、児島美都子（日本福祉大学教授）庄谷玲子（大阪社会事業短期大学助教授）岩見恭子（高野山大学専任講師）竜谷大学、同志者大学学生有志、調査責任者は住谷馨である。この委員会が調査表を作成し各対象地域の選定、調査活動の指導にあたり、調査の回収集計は同志社大学、住谷研究室において行い、単純集計を行った後、三塚武男（同志社大学助教授）の協力をえて分析集計表

を作成した。集計作業は同志社大学の社会福祉研究会有志、住谷ゼミの有志によって行われた。

回収された調査表は京都三九、大阪四八、名古屋五二、神戸二五、計一六四名である。集計された表は、一表から五三表まであり、調査内容により配列している。各表の縦項目、「類型」ⅠからⅥは、障害別の記号であり、ⅠとⅡは視力障害、ⅢとⅣは脳性マヒ、ⅤとⅥは、その他、後天的障害である。Ⅰ・Ⅲ・Ⅴは一級の障害、Ⅱ・Ⅳ・Ⅵは二級の障害である。さらに、各類型を男女別にわけ、計十二の類型となっている。この類型のわけ方は、各障害名を検討したうえ、京都聖ヨゼフ整肢園院長深瀬宏氏の指導によるものである。

(2)

(A) 表(1)から(8)までは『性別と年齢』『家族構成』『家族構成』を調べたものである。対象者の全体像を最初に把握するために、『家族構成』を、さらに、家族数との相関、類型別との相関、性別との相関を表した。表1でみるように、調査対象は、男一一一名、女五三名、計一六四名で、障害類型別にみて、視力障害者九三名、脳性マヒ者二四名、その他、後天的障害者四七名である。性別・年齢別にみると、Ⅰ類型、男子は二〇才から六九才まで各世代にわたり、女子は二六才から二九才の間がなく六四才までとなっている。Ⅱ類型は、男子が三〇才から五九才まで各世代にあり、女子は三五才台四〇才台、五〇才台に各一名である。Ⅲ類型は二〇才から三〇才台をのぞき、五〇才台まで各世代に三名乃至一名ずつあり、女子は一九才以下一名と二六才台までとなっている。Ⅳ類型は二〇才から三〇才台までに集中し、四〇才台一名、はなれて六五才台一名である。女子は三〇才台、四〇才台、四五才台各一名、Ⅴ類型は、男子が、二

○才台から五○才台までにそれぞれあり、女子は、やはり、二○才台から三○才台と四○才台がなく、四五才台が一名となる。Ⅶ類型は、男子が二○才台から四五才台まで各世代にあり、五○才台がなく、五五才台、六○才台に各一名である。女子は二六才台から三五才台に集中している。類型別にみると、Ⅰ類型は年齢の中が広く、Ⅱ類型は三○才台から五五才台までの巾が狭くなり、Ⅲ類型は十九才以下一名をふくみ、五○才台までの巾があり、Ⅳ類型は二○才台から四五才台までが巾が狭く、Ⅴ類型も二○才台から五○才台の巾が狭い。Ⅵ類型は二○才台から六○才台までの巾が広がっている。全体的に年齢層の多いのは二六才から四四才台であり、社会的な中堅年齢層である。これは、調査協力を依頼した障害者団体の紹介先きが、常日頃、社会活動をともししている人々であり、この年齢層の人々が多くなったとみられる。ただ、Ⅰ・Ⅱ類型の場合は、ライトハウスの紹介であり、社会活動とは無関係に抽出されているので年齢の中は自然な姿で広がっている。表2は、類型別にみた家族数であるが、各類型とも男女によって家族数は相違している。詳しくは表によって検討するほかないが、類型別にみて、Ⅰ類型は、三人家族が多くて二九・一％、つぎに五人が二一・五％女子の場合は一人世帯が二八％ある。Ⅱ類型は四人が多く、三人、二人の順である。Ⅲ類型は二人が多く、三人、四人、五人と大体、平均している。Ⅳ類型は五人が多く、あとは二人、三人、四人と平均化している。Ⅴ類型は一人、二人、三人と平均化し、四人、五人、六人と平均化しており、Ⅵ類型は一人と四人が多く、二人、三人が平均化し、五人、六人が少数づつある。全体的にみて三人家族が多く、つぎに四人家族、二人家族の順であり、五人家族が一七・一％、一人が一・一・六％、六人家族が六％となっている。家族の形態として、大部分が一代と二世代の核家族であり、表3のように九つの類型に集約できる。「本人のみ」が一・一・六％（一九名）「本人と配偶者」が六・七％（二二名）「本人と配偶者と未成年の子」が二八％（四六名）「本人と配偶者と成人した

子」が六・七％（二一名）「本人と配偶者と親」が九・二％（二五名）「本人と親」が六・一％（二〇名）、「本人と親と兄弟」が一八・九％（三一一名）、「本人と兄弟」が四・九％（八名）「本人と孫」が三％（五名）その他が四・九％（八名）となる。この家族形態も類型別、男女別で各種であるが、Ⅲ・Ⅳ類型は「親」をふくむ形態となっている。これは障害の關係上、親、兄弟が本人の介護者となっている。家族形態別にみた家族数の相關は、表3-1にみるように「夫婦と子ども」という一番多い形態で、三人が五七・五％であり、四人が三三・三％、五人が三二・一％六人以上が一〇％となっている。障害者の家庭は三人から四人家族が多く、つぎに二人であるが、この場合、夫婦二人は三五・四％あり、二人の構成が、各形態にひろがっていることに注目しなければならないだろう。また、三人以上の家族の場合も、その構成員は親・兄弟をふくんでいる。障害者家庭の特徴として、小数の核家族といっても、本人をふくみ、親、兄弟が力を合せていることである。さらに、この關係を類型別にみたのが、表3-2である。Ⅰ・Ⅱ類型は「夫婦と子ども」の世帯が多く、Ⅲ・Ⅳ類型は「本人と親」が多く、Ⅴ・Ⅵ類型は各形態に分散している。それぞれの障害により、家族形態に特定の傾向性がみられるのである。家族形態を性別、年齢別にみた場合も、表3-3のように年齢による家族形態、男女の差異がみられる。男子の場合、「夫婦と未成年の子」が、もっとも多い形態で、二五才から五〇才までにひろがり、同じく、「本人と親」の形態が同じ年齢層にみられる。女子の場合は「本人のみ」という未婚の婦人が各年齢層にみられ、「本人と親と兄弟」の形態も各世代にひろがっている。「夫婦と親」の形態度は、男子に多く、女子に少い。これは障害による要因とともに日本の家族制度が影響しているとみるべきであろう。

表 1 類型別にみた性別年齢別構成

類型	性別	年齢	合計	～19	20～25	26～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69
I	男	100.0		3.7	9.3	13.0	18.5	22.2	13.0	7.4	5.6	1.9	5.4	
		54		2	5	7	10	12	7	4	3	1	3	
	女	100.0		4.0		4.0	20.0	28.0	8.0	16.0	16.0	4.0		
		25		1		1	5	7	2	4	4	1		
	計	100.0		3.8	6.0	10.1	19.0	24.3	11.4	10.1	8.7	2.5	3.8	
		79		3	5	8	15	19	9	8	7	2	3	
II	男	100.0				9.1	18.2	36.3	9.1	9.1	9.1	18.2		
		11				1	2	4	1	1	1	2		
	女	100.0					33.3	33.3		33.4				
		3					1	1		1				
	計	100.0				7.1	21.5	37.5	7.1	14.3	14.3			
		14				1	3	5	1	3	2			
III	男	100.0		12.5	12.5		12.5	12.5	12.5	13.5				
		8		1	3		1	1	1	1				
	女	100.0	20.0	40.0	40.0									
		5	1	2	2									
	計	100.0	7.7	23.0	38.5		7.7	7.7	7.7	7.7				
		13	1	3	5		1	1	1	1				
IV	男	100.0		12.5	25.0	37.5		12.5					12.5	
		8		1	2	3		1					1	
	女	100.0				33.3		33.3	33.4					
		3			1		1	1						
	計	100.0		9.0	18.2	36.6		18.2	9.0	9.0				
		11		1	2	4		2	1	1				
V	男	100.0		6.7	20.0	26.7	13.3	13.3	16.7	13.3				
		15		1	3	4	2	2	1	2				
	女	100.0		12.5	37.5		37.5		12.5					
		8		1	3		3		1					
	計	100.0		8.7	26.1	17.4	21.7	8.7	8.7	8.7				
		23		2	6	4	5	2	2	2				
VI	男	100.0		13.3	13.3	20.0	26.6	6.7	6.7		6.7	6.7		
		15		2	2	3	4	1	1		1	1		
	女	100.0			55.6	11.1	33.3							
		9		5	1	3								
	計	100.0		8.2	29.2	16.6	29.2	4.2	4.2		4.2	4.2		
		24		2	7	4	7	1	1		1	7		
合計	男	100.0		6.3	13.5	16.2	17.1	18.9	9.9	8.1	5.4	1.8	2.8	
		111		7	15	18	19	21	11	9	6	2	3	
	女	100.0	2.0	7.5	18.7	5.8	22.6	17.0	7.5	7.5	7.3	2.0	2.0	
		53	1	4	10	3	12	9	4	4	4	1	1	
	計	100.0	0.6	6.7	15.2	12.8	18.9	18.3	4.2	7.8	6.2	1.8	2.5	
		164	1	11	25	21	31	30	15	13	10	3	4	

都市における重度身体障害者の生活実態

表 2 類型別にみた家族数

家族数		合 計	1	2	3	4	5	人以上 6~
性 別 類 型								
I	男	100.0 54		16.7 9	37.0 20	16.7 9	22.2 12	7.4 4
	女	100.0 25	28.0 7	16.0 4	12.0 3	16.0 4	20.0 5	8.0 2
	計	100.0 79	8.9 7	16.5 13	29.1 13	16.5 13	21.5 17	7.5 6
II	男	100.0 11		18.1 2	36.4 4	45.5 5		
	女	100.0 3				66.7 2	33.3 1	
	計	100.0 14		14.3 2	28.6 4	50.0 7	7.1 1	
III	男	100.0 8		62.5 5	12.5 1	12.5 1	12.5 1	
	女	100.0 5		20.0 1	20.0 1	40.0 2	20.0 1	
	計	100.0 13		46.2 6	15.4 2	23.0 3	154 2	
IV	男	100.0 8		25.0 2	37.5 3	37.5 3	37.5 3	
	女	100.0 3		66.7 2			33.3 1	
	計	100.0 11		18.1 2	18.1 2	27.4 3	36.4 4	
V	男	100.0 15	20.0 3	26.7 4	26.7 4	20.0 3		6.6 1
	女	100.0 8	25.0 2	12.5 1	12.5 1		25.0 2	25.0 2
	計	100.0 23	21.7 5	12.7 5	21.7 5	13.0 3	13.0 3	8.9 2
VI	男	100.0 15	21.7 5	20.0 3	13.3 2	26.7 4		6.7 1
	女	100.0 9	22.2 2		22.2 2	33.4 3	11.1 1	11.1 1
	計	100.0 24	29.2 7	12.5 3	16.7 4	29.2 7	4.1 1	8.3 2
合 計	男	100.0 111	70.2 8	20.7 23	29.7 33	22.5 25	15.3 17	4.6 5
	女	100.0 53	20.8 11	15.1 8	6.4 7	20.8 11	20.8 11	16.1 5
		100.0 164	11.6 19	18.9 31	24.4 40	22.0 36	17.1 28	6.0 10

表 3 類型別・性別にみた家族構成の型

類型	性別	家族構成の型										
		合計	本人のみ	本人+配偶者	本人+配 子+未 成	本人+配 子+成 年	本人+配 子+成 年	本人+配 子+成 年	本人+配 子+成 年	本人+配 子+成 年	本人+配 子+成 年	本人+配 子+成 年
I	男	100.0 54		7.4 4	55.6 30	9.3 5	11.1 6	1.8 1	7.4 4		3.7 2	3.7 2
	女	100.0 25	28.0 7	12.0 3	10.0 3	8.0 2	8.0 2	4.0 1	12.0 3	4.0 1	8.0 2	4.0 1
	計											
II	男	100.0 11			36.3 4	18.2 2	27.3 3				9.1 1	9.1 1
	女	100.0 3			33.3 1	33.3 1			33.3 1			
	計											
III	男	100.0 8						37.5 3	37.5 3	25.0 2		
	女	100.0 5							100.0 5			
	計											
IV	男	100.0 8				12.5 1				75.0 6		12.5 1
	女	100.0 3								33.3 1		66.7 2
	計											
V	男	100.0 15	20.0 3	13.3 2	20.0 3		6.7 1	20.0 3	20.0 3			
	女	100.0 8	25.0 2	12.5 1	12.5 1				25.0 2	12.5 1		12.5 1
	計											
VI	男	100.0 15	33.3 5	6.7 1	13.3 2		20.0 3	13.3 2	6.7 1	6.7 1		
	女	100.0 9	22.2 2		22.2 2				33.4 3	22.2 2		
	計											
合計	男	100.0 111	7.2 8	6.3 7	35.1 39	7.2 8	11.7 13	8.1 9	15.3 17	2.7 3	2.7 3	3.7 4
	女	100.0 53	20.8 11	7.5 4	13.2 7	5.8 3	3.8 2	1.8 1	26.4 14	9.4 5	3.8 2	7.5 4
	計	100.0 164	11.6 19	6.7 11	28.0 46	6.7 11	9.2 15	6.1 10	18.9 31	4.9 8	3.0 5	4.9 8

表3-1 家族数と家族構成の関係

家族構成の型	家族数	合計	1人	2	3	4	5	6人以上
合計		100.0	11.6	18.9	24.3	22.0	17.1	6.1
		164 (100.0)	19 (100.0)	31 (100.0)	40 (100.0)	36 (100.0)	28 (100.0)	10 (100.0)
本人のみ		100.0	19 (100.0)					
本人+配偶者		100.0		100.0				
		11		11 (35.4)				
本人+配+成人した子		100.0		18.2	27.3	36.3	18.2	
		11		2 (6.5)	3 (7.5)	4 (11.1)	2 (7.1)	
本人+配+未成年の子		100.0		2.2	50.0	26.0	19.6	2.2
		46		1 (3.2)	23 (57.5)	12 (33.3)	9 (32.1)	1 (10.0)
本人+配+親(+)		100.0		20.0	13.3	26.7	26.7	13.3
		15		3 (9.74)	2 (5.0)	4 (11.1)	4 (14.3)	2 (20.0)
本人+親(+)		100.0		30.0	60.0			
		10		4 (12.9)	6 (15.0)			
本人+親+兄弟姉		100.0		6.5	16.1	45.1	19.4	12.9
		31		2 (6.5)	5 (12.5)	14 (38.9)	6 (21.4)	4 (40.0)
本人+兄弟姉		100.0		62.5			25.0	12.5
		8		5 (16.1)			2 (7.1)	1 (10.0)
本人+孫		100.0		40.0	20.0			40.0
		5		2 (6.5)	1 (2.5)			2 (20.0)
その他		100.0		12.5		25.0	62.5	
		8		1 (3.2)		2 (5.6)	5 (18.0)	

表3-2 類型別・家族構成の型別家族数

類型 (家族数 同居のみ)	I・II						III・IV					V・VI								
	1	2	3	4	5	人 6~	小計	1	2	3	4	5	人 6~	小計	1	2	3	4	5	人 6~
家族構成の型	100.0	7.5	16.1	29.0	21.5	19.4	6.5	100.0	33.3	16.7	25.0	100.0	25.6	17.0	19.1	21.3	8.5	8.5	8.5	人 6~
合計	93	7	15	27	20	18	6	24	8	4	6	6	47	12	8	9	10	4	4	人 6~
本人のみ	100.0	100.0											100.0	12						
本人+配偶者	100.0		100.0										100.0		100.0					
本人+配+成人した子	100.0		20.0	30.0	40.0	10.0		100.0			100.0		4							
本人+配+未成年の子	100.0		2.7	47.2	23.7	2.7		1			1	100.0								
本人+配+親(+)	38		1	18	9	9	1					8								
本人+配+親(+)	100.0		18.2	18.2	18.2	36.3	9.1					100.0								25.0
本人+親(+)	11		2	2	2	4	1					4								1
本人+親(+)	100.0		100.0					100.0	66.7	33.3		100.0								
本人+親+兄弟姉妹	2		2	2			3		2	1		5								
本人+親+兄弟姉妹	100.0		12.5	37.5	25.0	25.0	100.0		14.3	21.4	21.4	100.0								11.1
本人+親+兄弟姉妹	8		1	3	2	2	14		2	3	3	9								1
本人+兄弟姉妹	100.0		100.0				100.0		100.0			4								50.0
本人+兄弟姉妹	1		1	20.0			40.0													2
本人+兄弟姉妹	100.0		40.0																	2
本人+兄弟姉妹	5		2	1					50.0	55.0										100.0
本人+兄弟姉妹	100.0							100.0				1								1
その他	4			2	2		3		33.3		66.7	1								1

表3-3 本人の性別年齢階層別に見た家族構成の型

性別 家族構成の型 年齢階層	男										女												
	合計	本人のみ	本人+妻	本人+妻+成人した子	本人+妻+未成年の子	本人+妻+親(+)	本人+親(叔父母)	本人+親+兄弟姉妹	本人+兄弟姉妹	本人+孫(+)	その他	合計	本人のみ	本人+夫	本人+夫+成人した子	本人+夫+未成年の子	本人+夫+親(+)	本人+親(叔母)	本人+親+兄弟姉妹	本人+兄弟姉妹	本人+孫(+)	その他	
合計	100.0	111	63	8	39	11.7	9	17	3	2.7	3.6	100.0	53	20.8	7.5	5.7	13.2	2	1	26.4	9.4	3.8	7.5
20～24	100.0	7	28.6	2	2		2	2		14.3	1	100.0	4	25.0	1				1	75.0	30.0	10.0	10.0
25～29	100.0	15	6.7	2	1		13.3	7	1	1	1	100.0	10	10.0	10.0	10.0	10.0		3	30.0	30.0	1	1
30～34	100.0	18	5.6	1	5.6		44.4	8	22.2	5.6	5.6	100.0	3	1	1	1	1	1	1	33.3	33.3	1	33.3
35～39	100.0	19	5.3		5.3		52.6	21.1	15.7	5.3	5.3	100.0	12	8.3	8.3	16.8	1	1	33.3	33.3	1	22.3	
40～44	100.0	21	1		4.8		9.5	4.8	3	9.5	9.5	100.0	9	11.1	8.3	44.4	1	1	11.1	11.1	1	22.3	
45～49	100.0	11	18.2		10		36.4	36.4	9.0	100.0	100.0	4	2	2		4	1	1	25.0	25.0	1	1	
50～54	100.0	9	11.1		11.1		4	4	1	100.0	100.0	4	2	50.0					1	25.0	25.0	1	1
55～56	100.0	6			33.3		1	1		100.0	100.0	4	1	1	25.0				1	25.0	25.0	1	1
60～64	100.0	2			2			16.7	3	50.0	50.0	1	1	1	1				1	100.0	100.0	1	1
65～69	100.0	3			100.0					100.0	100.0	1	1	1	1				1	100.0	100.0	1	1

(B) 表4から13までは、『生活時間』について、就労している場合と、就労していない場合にわけて、「就業者数」「就業者の家族的構成」「家族構成の類型別にみた就業者構成」「障害を受けた時期」「通勤所要時間」「交通機関」「類型別性別にみた就業状況」「就業の態様」「就業の形態と内容」「類型別・性別にみた就業していない人の生活状態」「介護の有無」「家族構成の型別にみた介護者」「介護によらねばならぬために生じる、不便・不都合な点」について集計したものである。表4の「就業者数」は類型別にみて家族員が何名就業しているかをみたものである。一人が三九・六％、二人が三六・六％で多くなっているが、就業者のいない場合もⅡ・Ⅳ類型以外、各類型に存在している。就業者がいない場合、個人の資力か、生活保護を受給するほかない。このケースが八・五％あり、四人が三％、五人が一・九％で、この場合は多就業世帯である。就業者の家族構成をみたのが、表5であるが、身障者自身が働いている場合が、二九・三％と、一番多く、つぎに「夫婦共働き」の場合が二三・二％となり、その他一二の類型にわかれている。就業者二人の場合というのは「夫婦共働き」のほか、「本人と子」、「本人と親」、「本人と兄」「親と叔母」の類型がある。同じ二人といつても構成が異っている。Ⅰ類型の場合、総数が多い関係もあるが、就業者の構成は各類型に分散しており、男の場合、「夫婦共働き」が四〇・七％をしめている。本人が就業していない場合は、「配偶者のみ」、「親のみ」、「親と兄姉」、「子どものみ」のケースである。Ⅲ・Ⅳ類型は障害の性格もあり、本人が就労していない場合が多く、Ⅴ・Ⅵ類型は「本人のみ」の場合が多い。Ⅴ・Ⅵ類型の女の場合、本人以外の就業者が多いのは障害のある婦人の就労がむづかしい状況を物語っている。表5-1は家族構成と就業者の構成の相関性を調べたものである。単身世帯の場合は、勿論、「本人のみ」の就労が多いが、「本人と配偶者と親」の家族の場合も、「本人のみ」の就労が四〇％となっている。「夫婦と未成年の子ども」の家族の場合は「共働き」が五

四・四％と多く、全体からみて、この場合が一番多い。「夫婦と成人した子ども」の家族で就労者は、「子どものみ」というケースがみられ、そのほか、「配偶者だけ」「親だけ」という就労者が限られている家族もあるが、全体的にみて五八・三％が「共働き」か「多就業世帯」となっている。障害者本人の就労もふくめ、障害者家庭では家族員の就労が必要となっているといえよう。表6は、「障害を受けた時期」であるが、「生まれつき」という「先天的障害」と出生以後の「後天的障害」にわけると、各類型とも「先天的障害」は少く、I類型では男女あわせて一五・二％であり、II類型は二一、四％III類型は三〇・八％、IV類型は四五・五％である。とくに、I・II類型の場合、六才までの場合が半数近く、就労後、失明したケースもみられる。III・IV類型も六才までの場合が半数以上である。V類型の場合は就労後の障害が三四・八％と一番多く、つぎに、一五才以上二六・七％となり、V類型とは相違している。VI類型の場合は六才までが多く、五八・三％で、つぎが、一五才以上二六・七％となり、V類型とは相違しているのが注目されよう。表7は障害者が就労するに要する「通勤所要時間」であるが、「自営業」が圧倒的に多く、六六・一％で、この場合は通勤時間は問題でないが、三〇分以内が一・三％と多く、つぎが十分以内、七・六％、六〇分以内五・二％、九〇分と二時間がそれぞれ少数ずつある。就業している一一五名中、七六名が自営業であるということは、障害者の職業が開拓されていないという状況と、さらに、交通難、通勤難という社会的制約も考えられるであろう。また、自宅から通勤し易い職場を選択せざるをえないということもある。表8は使用する「交通機関」を調べたものであるが、「徒歩」による場合が多く、二〇・九％で、「市バス」が一四・八％、「私鉄」が七％「市電」の利用は少く五・六％である。現在、あらゆる交通機関は、障害者のための配慮は皆無といってよい。むしろ、障害者が利用しにくいようになっている。人件費節減のために実施されているワンマンカーは、入口と出口が分離され、乗

客は通路を通り抜けて一方の口まで出なければならぬ。車内が混雑しているときは健常者といえども、苦勞させられる。目が不自由なとき、また、杖をもつ場合、その気がねと苦勞は倍増する。また、市電、市バスは乗降口の段が高く、肢体不自由な場合、乗降がむづかしい。一般市民の利用度の高い乗りものは、障害者の利用しにくい状況といえよう。したがって、障害者の生活圏は自然に狭くなるのであるが、福祉水準の高い先進国は、障害の型に応じた自家用車を奨励しており、生活圏の拡大に努めている。わが国は障害者が車の免許を取得することさえ困難な状況である。車椅子で自由に歩ける街づくり運動も各地で展開されているが、障害者専用の交通機関、自家用車の開発も必要である。表9は、「就業状況」を調べたものであるが、Ⅰ・Ⅱ類型に、あんま、マッサージ、はり、灸という視力障害者の専門的職業といわれた三療に従事する人が多い。公務員・教員も少数ながらみられる。Ⅲ類型はほとんど就業がみられず、Ⅳ類型に、はり、灸とタイプ、写植関係の就業が各一名みられる。Ⅴ・Ⅵ類型は、三療以外の各職業についている。このうち、比較的多いのがミシン縫製加工、服の仕立関係の仕事である。この仕事は自営業として可能であり、障害者に適合しているといえよう。この表の職業類型は全調査表を単純集計したうえで、類型化しており、ここに提示した一〇の職種に分類可能であった。この就業状況は、今回の対象者の問題にかぎらず、全国の障害者の就業状況を象徴しているといってもよい。要するに、わが国の職業構造のなかで、障害者の選択する職業範囲はきわめて限定されている。障害者の福祉工場が意図されるようになったが、各職種で障害者の働く仕事を保障することが先決問題である。障害者の雇用促進法が制定されているが、今回の調査でみるかぎりには、この法律が社会的に適用されているとは思えない。表10は、「就業の態様」であるが、「自営」が六〇・九%と多く、「常雇」が二一・六%、内職が七・八%、「臨時雇」「日雇」が少数みられるが、今日、ふえている「パート」の仕事が皆無であるのが注目さ

れる。Ⅰ・Ⅱ類型は、自営が圧倒的に多く、「内職」はみられない。Ⅲ・Ⅳ類型は、「内職」と「自営」が少数あり、Ⅴ・Ⅵ類型は、「常雇」「自営」「内職」となり、それぞれ、障害の型を反映している。表10-1は、就業の形態と仕事の内容の相関性をみたものであるが、「常用」は、各職種にわたってみられ、「自営」は三療とミシン縫製加工・服の仕立、教員（塾）、「内職」は組立、成型、検査の仕事、ミシン縫製加工、服の仕立、タイプ、写植関係にみられる。「臨時」は雑役が一名、あんま、マッサージ関係一名がみられる。「その他」は半失業状態にあることを意味している。

就業していない人の生活状態は、表11でみる通り、Ⅲ・Ⅴ類型は「ねたきり」の状態がみられ、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ類型は「座りきり」の状態があり、「屋内だけの生活」は、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの類型にみられる。Ⅰ・Ⅱの類型は外出可能が全部であり、各類型とも外出可能が半数以上ある。比率として就業していない人の五九・二%が外出可能であるが、三二・六%の人たちが外出不能ということである。一般的にみて、重度障害者の約三分の一が屋内だけの生活に限定されているといえる。全国調査で重度障害者は三四九〇〇〇人であり、うち、一一六〇〇〇人が屋内生活者といえよう。しかし、反面、三分の二の人たちが外出しているのであるから障害者のための社会環境の改善が必要なのである。また、社会環境が改善されれば、いまは屋内だけの生活であったとしても外出が可能になるであろう。ただ、外出可能といっても、一日に一回または二回が多く、週に一回、月に一、二回、年に一、二回といった程度の外出であり、自由に、いつも外出しているわけではない。表12は、「介護の有無」についてみたものであるが、就業していない人の六九・四%が介護を必要としており、妻、兄、兄嫁、姉妹、親、叔母、関係の人、子どもなどが介護者になっている。親の場合が五五・九%で一番多く、つぎに、兄、姉妹二九・四%と多く、この両方で介護者の八五%をしめ

ている。介護者と家族構成との相関を調べたものが、表12-1であるが、夫婦の場合は配偶者が介護者となるが、しかし、親が同居しているときは親が介護者となり、配偶者は就業している。本人のみの場合も、親が介護者となっている。この場合、本人と親は世帯が別々なのである。家族外の人が介護者となっている場合も少数あるが、ほとんど同居家族の一員が介護の役割を負っている。それぞれ、少人数の家族であるが、そのうちの一人が障害者の介護にあっているわけで、家族員の犠牲と愛情にたよっている状況である。表13は、「介護によらねばならないために感じる不便と不都合な点」について調べてみたものであるが、「食事」について介護を要するものが、八・二%で、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴの類型にみられる。「排泄」は、Ⅲ類型に二五%あり、「服着脱」は、Ⅲ類型に八・三%、「外出歩行(車椅子)」は、Ⅰ類型に五五・六%、Ⅲ類型に八三%、Ⅵ類型に一二・五%みられる。「階段の昇降」はⅣ類型に二二・二%、「掃除」がⅠ類型に一一・一%、「風呂」がⅢ類型に一六・七%、「何もできない、寝たっきり」が、Ⅲ類型に一六・七%Ⅴ類型に二五%ある。それぞれの不便、不都合の点は相違しているが、これらの点は相互に複合しているといつてよい。「介護人がいそがしいため、あまり面倒をみてもらえない」「介護人に嫌われるといけないから、自分の意志が通せない」という不満もみられる。

都市における重度身体障害者の生活実態

表 4 類型別にみた障害者家族の就業者数

就業者数		合 計	0	1	2	3	4	5~ ^人
性別	類型							
I	男	100.0 54	3.7 2	35.2 19	46.3 25	11.1 6		3.7 2
	女	100.0 52	4.0 1	44.0 11	32.0 8	16.0 4	4.0 1	
	計	100.0 79	3.8 3	38.0 30	41.8 33	12.7 10	1.3 1	2.4 2
II	男	100.0 11		36.4 4	54.5 6		9.1 1	
	女	100.0 3		33.3 1	33.3 1		33.3 1	
	計	100.0 14		35.7 5	50.0 7		14.3 2	
III	男	100.0 8	50.0 4	25.0 2	25.0 2			
	女	100.0 5	20.0 1	20.0 1	60.0 3			
	計	100.0 13	38.5 5	23.0 3	38.5 5			
IV	男	100.0 8		37.5 3	25.0 2	12.5 1	12.5 1	12.5 1
	女	100.0 3		33.3 1	66.7 2			
	計	100.0 11		36.4 4	36.4 4	9.1 1	9.1 1	9.1 1
V	男	100.0 15	20.0 3	33.3 5	26.7 4	20.0 3		
	女	100.0 8	12.5 1	50.0 4	12.5 1	25.0 2		
	計	100.0 23	17.5 4	39.1 9	21.7 5	21.7 5		
VI	男	100.0 15	13.3 2	53.3 8	33.3 5			
	女	100.0 9	66.7 6	11.1 1	11.1 1	11.1 1		
	計	100.0 24	8.3 2	58.3 14	25.0 6	4.2 1	4.2 1	
合	男	100.0 111	9.9 11	36.9 41	39.6 44	9.0 10	1.9 2	2.7 3
	女	100.0 53	5.7 3	45.3 24	30.2 16	13.1 7	5.7 3	
計	100.0 164	8.5 14	39.6 65	36.6 60	10.4 17	3.0 5	1.9 3	

表5 類型別にみた就業者構成の型

類型	就業者 構成 性別	合	な	本	本	本	本	本	本	本	配	親	親	兄	子	親
		計	し	人	人	人	人	人	人	人	偶	の	の	姉	ど	+
				の	+ 配	+ 兄	+ 子	+ 子	+ 親	+ 兄	者	み	兄	の	も	叔
				み	偶	者	ど	ど	親	兄	の	み	姉	の	の	母
I	男	100.0 54	3.7 2	35.2 19	40.7 22	1.9 1		7.2 4	1.9 1	1.0 1	3.7 2	1.9 1	1.9 1			
	女	100.0 25	8.0 2	28.0 7	28.0 7		8.0 2		4.0 1	4.0 1	8.0 2	8.0 2			4.0 1	
	計	100.0 79		4												
II	男	100.0 11		45.5 5	45.5 5		9.6 1									
	女	100.0 3					33.3 1				33.3 1			33.3 1		
	計	100.0 14														
III	男	100.0 8	62.5 5						12.5 1			12.5 1		12.5 1		
	女	100.0 5	20.0 1									40.0 2	40.0 2			
	計	100.0 13														
IV	男	100.0 8							25.0 2	12.5 1		25.0 2	12.5 1	12.5 1	12.5 1	
	女	100.0 3								33.3 1				33.3 1	33.3 1	
	計	100.0 11														
V	男	100.0 15	20.0 3	33.3 5	20.0 3			13.3 2	6.7 1						6.7 1	
	女	100.0 8		25.0 2					12.5 1	25.0 2		25.0 2	12.5 1			
	計	100.0 23														
VI	男	100.0 15	13.3 2	53.3 8	6.7 1			13.3 2		6.7 1			6.7 1			
	女	100.0 9		22.2 2					11.1 1	11.1 1	22.2 2		11.1 1	22.2 2		
	計	100.0 24														
合計	男	100.0 111	10.8 12	33.3 37	27.9 31	0.9 1	0.9 1	3.6 4	5.5 6	3.6 4	3.6 4	3.6 4	2.7 3	2.7 3	0.9 1	
	女	100.0 53	5.7 3	20.8 11	13.2 7		5.7 3	1.9 1	5.7 3	7.5 4	13.2 7	3.7 2	9.4 5	9.4 5	1.9 1	1.9 1
	計	100.0 164	9.1 15	29.3 48	23.2 38	0.6 1	2.4 4	2.4 4	4.3 7	4.3 7	4.9 8	4.3 7	3.7 6	4.9 8	4.9 8	1.1 2

表5-1 家族構成の型別にみた就業者構成

家族構成の型	就業者構成														
	合計	本人のみ	本人+配偶者	本人+配+子ども	本人+配+兄弟姉	配偶者のみ	本人+子ども	子どものみ	本人+親	本人+親+兄弟姉	親+叔父母	親+兄弟姉	親のみ	本人+兄弟姉	兄弟姉のみ
合計	100.0	9.1	23.2	2.4	0.9	4.3	2.4	1.2	4.3	4.3	0.6	4.9	3.7	4.9	4.9
本人のみ	164	15	48	4	1	7	4	2	7	7	1	8	9	8	8
本人+配	100.0	21.1	78.9			18.2									
本人+配偶者	19	4	15			2									
本人+配+成人した子	11		3	36.3		4	9.1								
本人+配+未成年の子	11	9.1	27.3			18.2	9.1								
本人+配+親	15		6			6.7	6.7	6.7							
本人+親(+叔母)	100.0	30.0	10.0			1			50.0				10.0		
本人+親(+兄弟姉)	10	3	1			1			5				1		
本人+親+兄弟姉	100.0	9.7	3.2						3.2			22.6	16.1	12.9	12.9
本人+親+兄弟姉	31	3	1						1			7	5	4	4
本人+兄弟姉	100.0	12.5	12.5						6				37.5	37.5	3
本人+兄弟姉	8	1	12.5						19.4				4	3	3
本人+孫	100.0	20.0	40.0				20.0	20.0							
本人+孫	5	1	2				1	1							
その他	100.0	12.5	12.5						12.5	12.5	12.5	12.5		12.5	12.5
その他	8	1	1						1	1	1	1	1	1	1

労働人口の年齢別構成率の推移

表 6 障害を受けた時期

障害を受けた時期 性別 類型	合計	生まれつき	6才まで	15才まで	15才以上	就労後	不明	
I	男	100 54	16.7 9	42.6 23	18.5 10	5.6 3	16.7 9	
	女	100 25	12.0 3	44.0 11	24.0 6	12.0 3	8.0 2	
	計	100 79	15.2 12	43.0 34	20.2 16	7.6 6	14.5 11	
II	男	100 11	18.1 2	36.3 4	9.1 1	27.3 3	9.2 1	
	女	100 3	33.3 1	66.7 2				
	計	100 14	21.4 3	42.9 6	7.1 1	21.4 3	7.1 1	
III	男	100 8	37.5 3	50.0 4				12.5 1
	女	100 5	20.0 1	60.0 3	20.0 1			
	計	100 13	30.8 4	53.8 7	7.7 1			7.7 1
IV	男	100 8	25.0 2	75.0 6				
	女	100 3	100.0 3					
	計	100 11	45.5 5	54.5 6				
V	男	100 15		26.7 4	13.3 2		53.3 8	6.7 1
	女	100 8			12.5 1	75.4 6		12.5 1
	計	100 23		17.4 4	13.0 3	26.1 6	34.8 8	8.7 2
VI	男	100 15		53.3 8	6.7 1	20.0 3	20.0 3	
	女	100 9		66.7 6	22.2 2	11.1 1		
	計	100 24		58.3 14	12.5 3	16.7 4	12.5 3	
合計	男	100 111	14.4 16	44.1 49	12.6 14	8.1 9	18.9 21	1.9 2
	女	100 53	15.1 8	41.5 22	15.4 10	18.9 10	3.8 2	1.8 1
計		100 164	14.6 24	34.6 71	14.6 24	11.6 19	14.6 23	1.9 3

都市における重度身体障害者の生活実態

表 7 類型別性別にみた通勤所要時間 (M.A)

通勤時間 類型	性別	合計	自営 (自宅)	10分以内	30分以内	60分以内	90分以内	120分 以内	不明
I	男	50	74.0 37	14.0 7	10.0 5	6.0 3			2.0 1
	女	20	75.0 15			5.0 1			25.0 4
	計	70	74.2 52	10.0 7	7.1 5	5.4 4			7.1 5
II	男	11	63.6 7			9.0 1		9.0 1	18.7 2
	女	1	100.0 1						
	計	12	66.6 8			8.3 1		8.3 1	16.6 2
III	男	1	100.0 1						
	女								
	計	1	100.0 1						
IV	男	2	100.0 2						
	女								
	計	3	66.6 2						
V	男	11	45.4 5	9.0 1	27.2 3				9.0 1
	女	3	66.6 2						33.3 1
	計	14	41.6 7	7.1 1	21.4 3		7.1 1		14.2 2
VI	男	12	41.6 5	8.3 1	33.3 4	8.3 1			8.3 1
	女	4	25.0 1	25.0 1	25.0 1				25.0 2
	計	16	37.5 6	12.5 2	37.2 5	6.1 1			12.5 2
合	男	87	65.5 57	10.3 9	13.8 12	5.7 5	1.1 1	1.1 1	5.7 5
	女	28	67.9 19	3.6 1	3.6 1	3.6 1			21.4 6
計		115	66.1 76	7.6 10	11.3 13	5.2 6	0.8 1	0.8 1	9.6 11

表 8 交通機関(M.A)

交通機関 性別 類型	合		市	市	国	私	自	自	徒	そ
	計	電	ス	鉄	鉄	車	車	歩	他	
I	男	50 3	6.0 10	20.0 10	4.0 2	6.0 3		2.0 1	34.0 17	8.0 4
	女	20 1	5.0 1	15.0 5		5.0 1			5.0 1	5.0 1
	計	70 4	5.7 4	18.6 13	2.9 2	5.7 4		1.4 1	25.7 18	7.1 5
II	男	11 1	9.1 1	27.3 3		18.1 2			9.1 1	9.1 1
	女	1								100 1
	計	12 1	8.3 1	25.0 3		16.7 2			8.3 1	16.7 2
III	男	1								100.0 1
	女									
	計	1								100.0 1
IV	男	2								100.0 2
	女									
	計	2								100.0 2
V	男	11			54.5 6		18.2 2		18.2 2	9.1 1
	女	3					33.3 1			66.7 2
	計	14			50.0 7		21.4 3		14.3 2	21.4 3
VI	男	12 1	8.3 1	8.3 1		16.7 2	16.7 2		8.3 1	8.3 1
	女	4							50.0 2	50.0 2
	計	16 1	6.3 1	6.3 1		12.5 2	12.5 2		18.3 3	18.3 3
合	男	87 5	5.7 5	16.1 14	3.4 3	8.0 7	4.6 4	1.1 1	24.1 21	11.5 11
	女	28 1	3.6 1	10.7 3		3.6 1	3.6 1		10.7 3	21.4 6
計	115 6	5.6 6	14.8 17	2.6 3	7.0 8	4.3 5	0.5 1	20.9 24	13.9 16	

都市における重度身体障害者の生活実態

表 9 障害の類型別性別にみた就業状況

類型	就業状況 性別	総 数	就 業 の 内 容 (M.A)											就 業 し て い な い	
			小 計	あ ん ま ・ マ ッ サ ー ジ	は り ・ 灸	理 療	組 立 査 ・ 成 型	雑 役	ミ シ ン 縫 製 の 仕 立	工 服 の 仕 立	写 植 オ ペ ラ ー	事 務 員	公 務 員		教 員
I	男	(100) 54	(92.6) 50	80.0 40	44.5 22	10.0 5		2.0 1				2.0 1	4.0 2		(7.0) 4
	女	(100) 25	(80.0) 20	85.0 17	60.0 12										(20.0) 5
	計	(100) 76	(88.6) 70	81.4 57	48.6 34	7.1 5		1.4 1					1.4 1	2.9 2	(11.4) 9
II	男	(100) 11	(100) 11	81.8 9	63.6 7	9.1 1							9.1 1		
	女	(100) 3	(66.7) 1	100.0 1											(33.3) 2
	計	(100) 14	(85.7) 12	83.3 10	58.3 7	8.3 1							8.3 7		(14.3) 2
III	男	(100) 8	(12.5) 1											100.0 1	(87.5) 7
	女	(100) 5	(12.5) 1												(100.0) 5
	計	(100) 12													(100.0) 12
IV	男	(100) 8	(25.0) 2	50.0 1		50.0 1				50.0 1					(75.0) 6
	女	(100) 3													(100.0) 3
	計	(100) 11	(18.2) 2	50.0 1						50.0 1					(81.8) 9
V	男	(100) 15	(73.3) 11			45.5 5		9.1 1	18.2 2	1.1 1		18.2 2		(20.1) 4	
	女	(100) 8	(37.5) 3			33.3 1		66.7 2						(62.5) 5	
	計	(100) 23	(60.9) 14			42.9 6		21.4 3	14.3 2	7.1 1		14.3 2		(39.1) 9	
VI	男	(100) 15	(80.0) 12			25.0 3		33.3 4	8.3 1	8.3 1	8.3 1	16.7 2		(20.0) 3	
	女	(100) 9	(44.4) 4			25.0 1		50.0 2	25.0 1					(55.6) 5	
	計	(100) 24	(66.7) 16			25.0 4		37.5 6	6.3 1	6.3 1	6.3 1	12.5 2		(33.3) 8	
合	男	(100) 111	(78.4) 87	56.3 49	34.5 30	6.9 9	9.2 8	1.1 1	5.7 5	3.4 3	2.3 2	2.3 2	6.9 6	2.5 2	(21.6) 24
	女	(100) 53	(52.8) 28	64.3 18	42.9 12		7.1 2		14.3 4	3.6 1				3.6 1	(47.2) 25
計		(100) 164	(70.1) 115	58.3 67	36.5 42	5.2 6	8.7 10	1.0 1	7.8 9	3.5 4	1.7 2	1.7 2	5.2 6	2.6 3	(29.9) 49

表 10 就 業 の 形 態

就 業 形 態 類 型	性 別	合	常	臨	日	パ	自	内	そ	不
		計	雇	時	雇	ト	営	職	他	明
I	男	100.0 50	12.0 6	2.0 1	2.0 1		78.0 39		2.0 1	4.0 2
	女	100.0 20	20.0 4				80.0 16			
	計	100.0 70	14.3 10	1.4 1	1.4 1		78.6 55		1.4 1	2.9 2
II	男	100.0 11	18.2 2				63.6 7		9.1 1	9.1 1
	女	100.0 1					100.0 1			
	計	100.0 12	16.4 2				66.7 8		8.3 1	8.3 1
III	男	100.0 1						100.0 1		
	女									
	計	100.0 1						100.0 1		
IV	男	100.0 2					50.0 1	50.0 1		
	女									
	計	100.0 3					33.0 1	33.0 1		34.0 1
V	男	100.0 11	63.6 7				18.2 2	9.1 1	9.1 1	
	女	100.0 3					33.0 1	67.0 2		
	計	100.0 14	60.0 7				21.4 3	21.4 3	7.2 1	
VI	男	100.0 12	41.7 5				25.0 3	16.7 2	16.6 2	
	女	100.0 4	50.0 2					50.0 2		
	計	100.0 16	43.8 7				15.8 3	25.0 4	12.4 2	
合	男	100.0 87	23.0 20	1.1 1	1.1 1		59.8 52	5.7 5	5.7 5	3.4 3
	女	100.0 28	21.4 6				64.3 18	14.3 4		
計		100.0 15	22.6 26	0.9 1	0.9 1		60.9 70	7.8 9	4.3 5	2.6 3

都市における重度身体障害者の生活実態

表10-1 就業の形態と内容(M.A)

形態	内容	就業者 総数	あんま・ マッサージ	はり・ 灸	理 療	組立・成型・ 検査	雑 役	服の仕立 ミシン縫製加工	タイプ・ 写植オペ	事 務 員	公 務 員	教 員	N
													A
常用	男	20	15.3 3	5.0 1	15.3 3	25.0 5	\	5.0 1	10.0 2	10.0 2	10.0 2	20.0 4	
	女	6	66.7 4	16.7 1				16.7 1	16.7 1				
	計	26	26.9 7	7.7 2	11.5 3	19.2 5		7.7 2	11.5 3	7.7 2	7.7 2	15.4 4	
臨時	男	1					100.0 1						
	女												
	計	1	100.0 1										
日雇	男	1	100.0 1										
	女												
	計	1	100.0 1										
自営	男	52	80.8 42	48.1 25	3.4 2		3.4 2				3.4 2	1.9 1	
	女	18	77.8 14	61.1 11		5.6 1							
	計	70	80.0 56	51.4 36	28.6 2	14.3 1		28.6 2				28.6 2	14.3 1
内職	男	5				40.0 2			20.0 1				40.0 2
	女	4				25.0 1		75.0 3					
	計	8				37.5 3		37.5 3	1				2
その他	男	5	20.0 1	40.0 2		20.0 1		40.0 2					
	女												
	計	5	20.0 1	40.0 2		20.0 1		40.0 2					
不明	男	3	66.7 2	66.7 2	33.3 1								
	女												
	計	3	66.7 2	66.7 2	33.3 1								
合計	男	87	56.3 49	34.5 30	6.9 6	9.2 8	1.1 1	5.7 5	3.4 3	2.3 2	2.3 2	6.9 6	3.4 3
	女	28	64.3 18	42.9 12		7.0 2		14.3 4	3.6 1				
計		100.0 115	58.8 67	36.8 42	5.3 6	8.8 10	0.8 1	7.9 9	3.5 4	1.8 2	1.8 2	5.3 6	7.6 3

表 11 類型別・性別にみた就業していない人の生活状態(M.A)

類型別	性別	状態 該当者数	ねたきり	坐りきり	屋内だけの生活	外も出る	その他	不明
I	男	4				75.0 3	25.0 1	
	女	5				80.0 4		20.0 1
	計	9				77.7 7	11.1 1	11.1 1
II	男							
	女	2				100.0 2		
	計	2				100.0 2		
III	男	7	28.6 2	14.3 1	14.3 1	42.9 3		14.3 1
	女	5	20.0 1	20.0 1		40.0 2	20.0 1	20.0 1
	計	12	25.0 3	8.3 1	16.7 2	41.7 5	8.3 1	16.7 2
IV	男	6			16.7 1	83.3 5		
	女	3		33.3 1		66.7 2		
	計	9		11.1 1	11.1 1	77.7 7		
V	男	4	50.0 2	25.0 1	25.0 1	25.0 1		
	女	5			40.0 2	60.0 3		
	計	9	22.2 2	11.1 1	33.3 3	44.4 4		
VI	男					33.3 1	66.7 2	
	女	5			40.0 2	60.0 3	20.0 1	
	計	8			25.0 2	50.0 4	37.5 3	
合計	男	24	16.7 4	8.3 2	21.5 3	54.2 13	12.5 3	8.3 2
	女	25	4.0 1	4.0 1	20.0 5	64.0 16	8.0 2	4.0 1
計		49	10.2 5	6.1 3	16.3 8	59.2 29	10.2 5	6.1 3

都市における重度身体障害者の生活実態

表 12 介護の有無（就業していない人について）

類型	項目 性別	総 数	い る (M.A)							い ない	
			小 計	妻	兄(嫁) 姉妹	親 (叔母)	団 体の 人	子 供	そ の 他		不 明
I	男	(100.0) 4	(75.0) 3	66.7 2		33.3 1					(25.0) 1
	女	(100.0) 5	(80.0) 4			25.0 1		50.0 2		25.0 1	(20.0) 1
	計	(100.0) 9	(77.8) 7	28.6 2		28.6 2		28.6 2		14.3 1	(22.0) 2
II	男										
	女	(100.0) 2									(100.0) 2
	計	(100.0) 2									(100.0) 2
III	男	(100.0) 8	(87.5) 7		28.6 2	71.4 5	14.3 1		14.3 1		25.0 1
	女	(100.0) 5	(80.0) 4		50.0 2	75.0 3					20.0 2
	計	(100.0) 13	(84.6) 11		27.3 3	61.5 8	9.0 1		9.0 1		(15.4) 2
IV	男	(100.0) 6	(83.3) 5		40.0 2	40.0 2		20.0 1			(16.7) 1
	女	(100.0) 3	(66.7) 2		50.0 1	50.0 1					(33.3) 1
	計	(100.0) 9	(77.8) 7		42.9 3	42.9 3		11.1 1			(22.2) 2
V	男	(100.0) 3	(100.0) 3	33.3 1		100.0 3					
	女	(100.0) 5	(40.2) 2		100.0 2	50.0 1					(37.5) 3
	計	(100.0) 8	(62.5) 5	20.0 1	40.0 2	80.0 4					(37.5) 3
VI	男	(100.0) 3	(56.7) 2			50.0 1			50.0 1		(33.3) 1
	女	(100.0) 5	(40.0) 2		50.0 1	100.0 2					(60.0) 3
	計	(100.0) 8	(50.0) 4		25.0 1	75.0 3			25.0 1		(50.0) 4
合	男	(100.0) 24	(33.3) 20	15.0 3	20.0 4	60.0 12	5.0 1	5.0 1	10.0 2		(16.7) 4
	女	(100.0) 25	(56.0) 14		42.9 6	50.0 7		14.3 2		7.1 1	(44.0) 11
計		(100.0) 49	(69.4) 34	8.8 3	29.4 10	55.9 19	2.9 1	8.8 3	5.9 2	2.9 1	(30.6) 15

表12-1 家族構成の型別にみた介護者（就業していない人）

介護者 家族構成	合 計	い な い	い る (M.A)							不 明
			小 計	配 偶 者	兄 姉	親 (叔 母)	子 ど も	団 体 の 人	そ の 他	
合 計	(100.0) 49	(30.6) 15	(69.4) 100.0 34	8.8 3	29.4 10	55.9 19	8.8 3	2.9 1	5.9 2	2.9 1
本 人 の み	(100.0) 4	(50.0) 2	(50.0) 100.0 2			100.0 2				
本 人 + 配 偶 者	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 100.0 1							100.0 1
本人+配+成人した子	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 100.0 1	100.0 1						
本+配+未成年の子	(100.0) 6	(66.7) 4	(33.3) 100.0 2	100.0 2						
本人 + 配 + 親	(100.0) 2		(100.0) 100.0 2			100.0 2				
本 人 + 親	(100.0) 4		(100.0) 100.0 4			100.0 4		(25.0) 1		
本人 + 親 + 兄姉	(100.0) 20	(25.0) 5	(75.0) 100.0 15		40.0 6	66.7 10	6.7 1		13.3 2	
本人 + 兄 姉	(100.0) 5	(40.0) 2	(60.0) 100.0 3		100.0 3					
本 人 + 孫	(100.0) 2		(100.0) 100.0 2				100.0 2			
そ の 他	(100.0) 2		(100.0) 100.0 2		50.0 1	50.0 1				

都市における重度身体障害者の生活実態

表 13 介護によらねばならないために
生じる不便・不都合な点 (M. A)

類型	性別	項目	合計	食事	排泄	服の着脱	外出・歩行 (車イス)	階段の昇降	掃除	風呂	寝たきり もできない	不明
I	男		4				50.0 2					50.0 2
	女		5				60.0 3	20.0 1				20.0 1
	計		9				55.6 5	11.1 1				33.3 3
II	男											
	女		2									100.0 2
	計		2									100.0 2
III	男		7	28.6 2	42.9 3	14.3 1	14.3 1				14.3 1	71.4 5
	女		5						20.0 1		40.0 2	40.0 2
	計		12	16.7 2	25.0 3	8.3 1	8.3 1		16.7 2		16.7 2	58.3 7
IV	男		6	16.7 1				16.7 1				83.3 5
	女		3					33.3 1				66.7 2
	計		9	11.1 1				22.2 2				77.8 7
V	男		4								25.0 1	75.0 3
	女		5	20.1 1								80.0 4
	計		9	11.1 1							11.1 1	77.8 7
VI	男		3									100.0 3
	女		5			20.0 1	20.0 1					60.0 3
	計		8			12.5 1	12.5 1					75.0 6
合計	男		24	12.5 3	12.5 3	4.2 1	12.5 3	4.2 1		4.2 1	4.2 1	75.0 18
	女		25	4.0 1	4.0 1		16.0 4	4.0 1	4.0 1	4.0 1	8.0 2	56.0 14
計		49	8.2 4	6.1 3	4.1 2	14.3 7	4.1 2	2.0 1	4.1 2	4.1 2	6.1 3	65.3 32

(C) 表14—16は『労働』について「就労の経路」、「転職」、「職場の改善問題」について示している。障害をもった後に、どういふ経路で現在の仕事に就いているかを表14が示している。全体の四六・八%が私的な関係で就業しており、残る部分が公的機関から紹介されている。I・II類型は九〇%が学校紹介の就業であり、V・VI類型の場合は圧倒的に私的な形で就業しているのが特徴的である。IV類型は職業訓練所が一〇〇%である。職業安定所から就業した場合は全体のうち、わずか一・八%であり、障害者の職業斡旋の公的専門機関のあり方が問われてもよい。職業安定所には少くとも障害者のために専門的にとりくむ専従職員を配置すべきである。表14—1は、就業内容と就職経路の相関をみたものであるが、あんま、マッサージは公的機関と私的機関による場合が、ほぼ半数づつで、ハリ・灸の場合は学校によるのが五四・八%が多い。理療（指圧）は個人的なコネクションが大部分である。組立・成型・検査・印章彫刻関係の仕事も私的な機会によっており、縫製・服仕立も同じである。個人関係の好意や便宜によって、仕事の機会がつかられている。公的な機関で障害者の仕事はいまだに開拓されていない状況が明らかである。表15は、職場をかえた回数を類型別、性別にみたものであるが、I類型では、半数以上がかえたことがなく、かえた場合、一回が多く、二・三回が二三・八%、六回以上かえたものが九・五%ある。II類型でも、かえたものとかえないものが丁度、半数づつあり、かえた場合、一回が多くて六〇%、六回以上が二〇%となっている。六回以上、職をかえざるをえない場合は視力障害者にだけ現われている点を注目しなければならない。IV類型では、かえた場合が一回で、V・VI類型では多い。V類型では、三五・七%が職場をかえており、二・三回が、かえた経験者の四〇%、四・五回がやはり四〇%となっている。VI類型では、他の類型にくらべてかえた人の方が多く、六二・五%となっている。一回から三回までが四〇%をしめている。後天的な障害をもったとき、適応できる職場をえることのむづかしさを表わしている。男子と

女子と比較した場合、女子の方が「なし」が少々上廻り、かえった場合も、一回が男子より多い。女子の方が男子より職場の定着率が少し高いといえよう。職業内容と転職回数との相関性をみたのが、表15—1であるが、それぞれの職種に転職がみられ、三療関係は三分の一が転職しており、それ以外の職種に半数またはそれ以上が転職している。障害者の社会復帰、社会適応について専門的訓練・指導の遅れを意味するものである。表16は、「類型別にみた仕事の上での改善要求の内容」を十一項目にまとめたものであるが、この問いは記述式にしており、その主だったものをあげておく。「車椅子にあった工場の広さが欲しい」「照明や階段、手洗いの手すりが欲しい」「点字の公文書が認められていない」「盲人用の計器類が不足している」「トイレの改造」「晴眼者のマッサージ養成学校ができて職が少なくなる」「設備を近代化したい、冷暖房の設備、治療室の拡充、煮沸消毒器などの購入ができない」「現在、腰かけて仕事するので不便、是非、車椅子にのって仕事がしたいが、車椅子を利用するには仕事場が狭すぎるし、借家なので勝手に改造もできず困っている。」「家からマッサージを営業しているところまで歩いていく途中、路上に停止している車によくぶつかる。」「指圧・マッサージの技術を向上させたい。そして、一人でも多くの患者さんに喜んでもらいたい。」「留守番がないので往診できないので困る。」「所得が低いため銀行などの融資がうけられず困る。」「教務助手の配置、教材研究の場が欲しい。」「図書館の充実、テープレコーダー・テープの拡充」「健康保険もマッサージに使えるようにして欲しい。」「競争相手が多いが、歩行困難なため、出張治療ができず不利である。」「資金がないので思うように仕事ができない。」「など、障害者の一人々々が仕事上の改善要求を多様にもっている。とくに、自営業の場合は、仕事場の改善、資金面の融資、設備の充実をのぞんでいる。また、働きにでる交通上の問題、作業場での不自由さなど、障害者の労働権、生活権の無視はいたるところにみられる状況である。

表 14 類型別にみた就職経路

類型	性別	公 的 機 関							私 的 機 関					
		合 計	職 安	福祉事務所	福祉センター	身障者施設	学 校	職業訓練校	民生委員	その他	個人的 コネクション	求人広告	その他	不 明
I	男	100.0 50	2.0 1		2.0 1		44.0 22	2.0 1		2.0 1	28.0 14	2.0 1	12.0 6	6.0 3
	女	100.0 20			15.0 3		50.0 10				25.0 5		10.0 2	
	計	100.0 70	1.4 1		5.7 4		45.7 32	1.4 1		1.4 1	27.1 19	1.4 1	11.4 8	4.2 3
II	男	100.0 11					36.4 4	18.2 2					27.3 3	18.2 2
	女	100.0 1					100.0 1							
	計	100.0 12					41.7 5	16.7 2					25.0 3	16.7 2
III	男	100.0 1								100.0 1				
	女													
	計	100.0 1								100.0 1				
IV	男	100.0 2						100.0 2						
	女													
	計	100.0 2						100.0 2						
V	男	100.0 11			18.2 2				18.2 2	36.4 4		18.2 2	9.1 1	
	女	100.0 3								66.7 2		33.3 1		
	計	100.0 14			14.3 2				14.3 2	42.9 6		21.4 3	7.1 1	
VI	男	100.0 12	8.3 1	8.3 1						58.3 7	8.3 1	8.3 1	8.3 1	
	女	100.0 4								75.0 3	25.0 1			
	計	100.0 16	6.3 1	6.3 1						62.5 10	12.5 2	6.3 1		
合	男	100.0 87	2.3 2	1.4 1	3.4 3		29.9 26	5.7 5		3.4 3	29.9 26	2.3 2	13.8 12	8.0 7
	女	100.0 28			10.7 3		39.3 11				35.7 10	3.6 1	10.7 3	
計	100.0 115	1.7 2	0.9 1	5.2 6		32.2 37	4.3 5		2.6 3	31.3 36	2.6 3	13.0 15	3.1 7	

都市における重度身体障害者の生活実態

表14-1 就業内容別に見た就職経路

就職経路 就業内容 (M.A.)	合 計	公 的 機 関						私 的 機 関			不 明
		職 業 安 定 所	福 祉 事 務 所	身 セ 障 ン 者 福 社 1	学 校	職 業 訓 練 校	そ の 他	個 コ ネ ク シ ョ ン 的	求 人 広 告	そ の 他	
合 計	100.0 115	1.7 2	0.9 1	5.2 6	32.2 37	4.3 5	2.6 3	31.3 36	2.6 3	13.0 15	6.1 7
あ ん ま マ ッ サ ー ジ	100.0 67			5.9 4	43.3 29	3.0 2	1.5 1	22.4 15	1.5 1	16.4 11	6.0 4
ハ リ ・ 灸	100.0 42			2.4 1	54.8 23	4.8 2	2.4 1	14.3 6		16.5 7	4.8 2
理 療	100.0 6							83.3 5		16.7 1	
組 立 ・ 成 型 検 査 ・ 印 章 彫	100.0 10			20.0 2				40.0 4	10.0 1	10.0 1	20.0 2
雑 役	100.0 1	100.0 1									
ミ シ ン 縫 製 加 工 服 仕 立	100.0 9	11.1 1					11.1 1	66.7 6	11.1 1		
タ イ プ ・ 写 植 オ ペ	100.0 4					25.0 1		50.0 2		25.0 1	
事 務 員	100.0 2		50.0 1					100.0 2			
公 務 員	100.0 2				50.0 1						
教 員	100.0 6				33.3 2		16.7 1	33.3 2		16.7 1	
そ の 他	100.0 2							50.0 1		50.0 1	

表 15 類型別・性別による職場をかえた回数

類型	性別	回数	合計	なし	あ る					不明
					小計	1回	2~3回	4~5回	6回以上	
I	男	(100.0) 50	(62.0) 31	(32.0) 61	50.0 8	25.0 4	12.5 2	12.5 2	(6.0) 3	
	女	(100.0) 20	(75.0) 15	(25.0) 5	80.0 4	20.0 1				
	計	(100.0) 70	(65.7) 46	(30.0) 21	57.2 12	23.8 5	9.5 2	9.5 2	(4.3) 3	
II	男	(100.0) 11	(45.4) 5	(45.4) 5	60.0 3	20.0 1		20.0 1	(9.2) 1	
	女	(100.0) 1	(100.0) 1							
	計	(100.0) 12	(50.0) 6	(41.6) 5	60.0 3	20.0 1		20.0 1	(8.4) 1	
III	男	(100.0) 1	(100.0) 1							
	女									
	計	(100.0) 1	(100.0) 1							
IV	男	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 1	100.0 1					
	女									
	計	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 1	100.0 1					
V	男	(100.0) 11	(54.5) 6	(36.4) 4		50.0 2	50.0 2		(9.1) 1	
	女	(100.0) 3	(66.6) 2	(33.4) 1	100.0 1					
	計	(100.0) 14	(57.1) 7	(55.7) 5	20.0 1	40.0 2	40.0 2		(7.2) 1	
VI	男	(100.0) 12	(41.6) 5	(58.4) 7	42.8 3	42.8 3	14.4 1			
	女	(100.0) 4	(25.0) 1	(75.0) 3	33.0 1	33.0 1	34.0 1			
	計	(100.0) 16	(37.5) 6	(62.5) 10	40.0 4	40.0 4	20.0 2			
合	男	(100.0) 87	(55.2) 48	(37.9) 33	45.4 15	30.4 10	15.2 5	9.0 3	(6.9) 5	
	女	(100.0) 2	(67.8) 19	(32.3) 9	66.6 6	22.2 2	4.2 1			
計		(100.0) 115	(58.2) 67	(36.5) 42	50.0 21	28.5 12	14.03 6	7.2 3	(5.3) 5	

都市における重度身体障害者の生活実態

表15-1 就業内容別にみた転職回数

転職回数 就業内容 (M. A)	合計	なし	あ り					不 明
			小 計	1 回	2 回 3	4 回 5	6 回 7	
合計	(100.0) 115	(59.1) 68	(36.5) 100.0 42	50.0 21	28.6 12	14.3 6	7.1 3	(4.4) 5
あんま マッサージ	(100.0) 67	(65.7) 44	(28.4) 100.0 19	52.0 10	26.4 5	10.5 2	10.5 2	(5.9) 4
ハリ・灸	(100.0) 42	(71.4) 30	(28.6) 100.0 12	75.0 9	8.3 1	16.7 2		
理療	(100.0) 6		(100.0) 100.0 6	66.7 4	33.3 2			
組立・成型 検査・印章彫	(100.0) 10	(40.0) 4	(50.0) 100.0 5	20.0 1	60.0 3	20.0 1		
雑役	(100.0) 1		(100.0) 100.0 1				100.0 1	
ミシン縫製加工 服の仕立	(100.0) 9	(55.6) 5	(44.4) 100.0 4	50.0 2	25.0 1	25.0 1		
タイプライ タのオペ	(100.0) 4	(25.0) 1	(75.0) 100.0 3	66.7 2		33.3 1		
事務員	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 100.0 1	100.0 1				
公務員	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 100.0 1			100.0 1		
教員	(100.0) 6	(66.7) 4	(33.3) 100.0 2	50.0 1	50.0 1			
その他	(100.0) 2	(50.0) 1	(50.0) 100.0 1		100.0 1			

表 16 障害類型別にみた仕事の上での改善要求の内容

類型	就業者総数	お り (M. A)											な	
		小計	労働時間短縮 賃上げ	歩安全性確保 通勤	住宅の拡張 ・仕事場	住宅の改善	機の改善 資金 ・設備等	設備の改善 仕事場の環境	駐車場の設置	職業 ・雇用の	医療 保障	改善 福祉の備		留守番 介助人
I	(100.0)	(72.9)	7.8 4	7.8 4	21.6 11	13.7 4	9.8 5	39.2 20	3.9 2	5.9 3	5.9 3	2.0 1	5.9 3	(27.1)
II	(100.0)	(75.0)	22.2 2		33.3 3	11.1 1	22.2 2	33.3 3		11.1 1			33.3 3	(25.0)
III	(100.0)	(100.0)								100.0 1			100.0 1	
IV	(100.0)	(50.0)								100.0 1				(50.0)
V	(100.0)	(64.3)				11.1 1	88.9 8					11.1 1	11.1 1	(35.7)
VI	(100.0)	(50.0)	12.5 1	12.5 1	25.0 2		12.5 1	62.5 5						(50.0)
合計	(100.0)	(68.7)	8.9 7	7.6 6	20.3 16	11.4 9	10.1 8	45.6 36	2.5 2	7.6 6	3.8 3	2.5 2	10.1 8	(31.3)
	115	79												36

(D) 表17～19は、『趣味・娯楽・社会活動』について、趣味の内容や経験を聞いたものである。趣味「なし」と答えたものが一五・二%あるが、その他は、各人各様に趣味をもち、十二項目に集約した。趣味は障害によって制約され、また広い巾を示している。I・II類型は障害を反映し、音楽、レコード、ラジオが多く、II・IV類型においても同じ傾向を示している。しかし、V・VI類型では、手芸、編物、料理、機械組立が高くなり、十二項目について、それぞれに平均しており、そのなかで植木・動物飼育の項がみられないのが特徴的である。III・IV類型においても趣味の広がりとは他と同じである。趣味については障害による差異より、男女の性別による差異がみられる。順位をみれば、音楽関係が一位で、二位が読書、三位は手芸、編物、料理、機械組立であり、三位以下の趣味は、相互にそれほど優位差はない。障害者は健常者より、むしろ、趣味生活は豊かに展開しているといえるであろう。しかし、つぎに、娯楽、リクリエーションの機会についてみると、表18が示す通り、「ない」という答えが三〇・五%、「ある」が六九・五%で、三分の一の人々が「ない」と答えている。この機会は、他からの呼びかけ、誘いの機会であり、重度障害者は、社会的な娯楽やリクリエーションについて約三分の一の人々が疎外される状況におかれている。また、三分の一の人々が、その機会をもたないと思っっているのである。正しくいえば、この機会を失い、差別された状況におかれているといえよう。社会活動への参加度は表19でみるかぎり、非常に高くなっている。八一・七%の人々が参加していないとみるべきであろう。ただ、障害者自らが障害者問題について運動を起し、権利認識を深め、社会活動への参加が急速に拡がりつゝあることは事実である。職業別にみた社会活動への参加状況は、表19―1で示されているが、就業していない場合も、参加率は、男女とも半数以上あり、男の場合は六八%と高くなっている。就業している場

合、各職種について七〇%から八〇%は参加しており、女子の場合は半数を少し上廻るようになっている。障害者の生活権が守られていない状況において、当事者が自からの権利主張をする社会活動は必然的であるが、重度の障害をもつ人々の組織活動は健常者と連帯することにより一層、発展するであろう。保障されるべき、障害者の多様な生活要求を充たすための活動は地域単位に活澁になっていく状況がうかがえるのである。表19―2は、「一ヶ月の平均支出額別にみた社会活動状況」であるが、男女とも三万円台と一五万円台の人々の参加率が高く、五万円台が少し低くなっている。しかし、支出額と社会活動の相関性は、それほど深いものとはいえない。

都市における重度身体障害者の生活実態

表 17 障害類型・性別にみた趣味の内容

趣味 類別	性別	総 数	あ り (M.A)											な し	
			小 計	テレビ 寄席映画	音楽レ コード	ニ ュース	ス ポーツ・ 散歩	旅行・ ドライブ	囲 碁・将 棋	書 道・花 絵・詩	読 書	手 芸・機 械組 立	植 木・動 物飼 育		飲 食・し 好
I	男	(100.0) 54	(85.2) 46	13.0 6	59.6 32	2.2 1	15.2 7	2.2 1	10.9 5	13.0 6	31.0 17	2.2 1	8.7 4	8.7 4	(14.8) 8
	女	(100.0) 25	(96.0) 24	8.3 2	45.8 11		8.3 2		12.5 3	15.4 3	20.8 11	5 5	4.2 1	(4.0) 1	
	計	(100.0) 79	(88.6) 68	11.4 8	61.4 43	1.4 1	12.9 9	1.4 1	11.4 8	12.9 9	40.0 28	8.6 6	5.7 4	7.1 5	(11.4) 9
II	男	(100.0) 11	(81.8) 9	22.2 2	88.9 8		22.2 2	33.3 3				11.1 1		(18.2) 2	
	女	(100.0) 3	(66.7) 2		50.0 1						50.0 1			(33.3) 1	
	計	(100.0) 14	(92.9) 13	15.4 2	69.0 9		15.4 2	23.1 3			7.7 1	7.7 1		(7.1) 3	
III	男	(100.0) 8	(62.1) 5	40.0 3	60.0 3		20.0 1		20.0 1	60.0 3				(37.5) 3	
	女	(100.0) 5	(80.0) 4	25.0 1	25.0 1				50.0 2		50.0 2			(20.0) 1	
	計	(100.0) 13	(69.2) 9	33.3 3	44.4 4		11.1 1	22.2 2	11.1 2	33.3 3	22.2 2			(30.8) 4	
IV	男	(100.0) 8	(75.0) 6	16.7 1	83.3 2				16.7 1	16.7 1	16.7 1	16.7 1		(25.0) 2	
	女	(100.0) 3	(66.7) 2		50.0 1							50.0 1		(33.3) 1	
	計	(100.0) 11	(72.7) 8	12.5 1	87.5 3				12.5 1	12.5 1	12.5 1	12.5 1	12.5 1	(27.3) 3	
V	男	(100.0) 15	(66.7) 10	10.0 1	40.0 4		20.0 2	20.0 2	40.0 4	20.0 2	30.0 3			(33.3) 5	
	女	(100.0) 8	(100.0) 8						12.5 1	25.0 2	100.0 8				
	計	(100.0) 23	(78.3) 18	5.6 1	22.2 4		11.1 2	11.1 2	22.2 4	15.7 3	72.8 5	44.4 8		(21.7) 5	
VI	男	(100.0) 15	(100.0) 15	33.3 5	20.0 3		26.7 4	6.7 1	20.0 3	33.3 5	13.3 2		13.3 2		
	女	(100.0) 9	(88.9) 8		12.5 1	12.5 1	12.5 1		12.5 1	75.0 6			12.5 1	(11.1) 1	
	計	(100.0) 24	(96.8) 23	21.7 5	17.4 4	4.3 1	21.7 5	4.3 1	17.4 4	21.7 5	13.0 3	26.1 2		13.0 3	
合 計	男	(100) 111	(82.0) 91	18.7 17	57.1 52	1.1 1	16.5 15	8.8 8	14.3 13	16.5 15	28.6 26	6.6 6	4.4 4	2.2 2	(18.0) 20
	女	(100) 53	(90.6) 48	6.3 3	31.2 15	2.1 1	6.3 3		12.5 6	8.3 4	31.2 15	24.3 2	4.8 2	2.1 1	(9.4) 5
計	(100) 164	(84.8) 139	14.4 20	48.2 67	1.4 2	12.9 18	5.8 8	13.7 19	13.7 19	29.5 41	16.5 23	4.3 6	4.3 6	2.2 3	(15.2) 25

表 18 娯楽・リクリエーションの機会

類型	性別	有	合	あ	な
		無	計	る	い
I	男	100.0 54	66.7 36	33.3 18	
	女	100.0 25	72.0 18	28.0 17	
	計	100.0 79	68.4 54	31.6 25	
II	男	100.0 11	90.9 10	9.1 1	
	女	100.0 3	33.3 1	66.7 2	
	計	100.0 14	78.6 11	21.4 3	
III	男	100.0 8	75.0 6	25.0 2	
	女	100.0 5	60.0 3	40.0 2	
	計	100.0 13	69.2 9	30.8 4	
IV	男	100.0 8	75.0 6	25.0 2	
	女	100.0 3	100.0 3		
	計	100.0 11	81.8 9	18.2 2	
V	男	100.0 15	60.0 9	40.0 6	
	女	100.0 8	50.0 4	50.0 4	
	計	100.0 23	56.5 13	43.5 10	
VI	男	100.0 15	80.0 12	20.0 3	
	女	100.0 9	66.7 6	33.3 3	
	計	100.0 24	75.0 18	25.0 6	
合計	男	100.0 111	71.2 79	28.8 32	
	女	100.0 53	66.0 35	34.0 18	
計		100.0 164	69.5 114	30.5 50	

表 19 社会活動への参加

類型	性別	有	合	参加	参加
		無	計	している	している
I	男	100.0 54	68.5 37	31.5 17	
	女	100.0 25	52.0 13	48.0 12	
	計	100.0 79	63.3 50	36.7 29	
II	男	100.0 11	90.9 10	9.1 1	
	女	100.0 3		100.0 3	
	計	100.0 14	71.4 10	28.6 4	
III	男	100.0 8	62.5 5	37.5 3	
	女	100.0 5	60.0 3	40.0 2	
	計	100.0 13	61.5 8	38.5 5	
IV	男	100.0 8	87.5 7	12.5 1	
	女	100.0 3	66.7 2	33.3 1	
	計	100.0 11	81.8 9	18.2 2	
V	男	100.0 15	73.3 11	21.7 4	
	女	100.0 8	45.0 6	25.0 2	
	計	100.0 23	73.9 17	20.1 6	
VI	男	100.0 15	93.3 14	6.7 1	
	女	100.0 9	77.8 7	22.2 2	
	計	100.0 24	87.5 21	12.5 3	
合計	男	100.0 111	75.7 84	24.3 27	
	女	100.0 53	58.5 31	41.5 22	
計		100.0 164	70.1 151	29.9 49	

都市における重度身体障害者の生活実態

表19-1 就業状況別にみた社会活動への参加

性 別 社 会 活 動 就 業 状 況		男			女		
		計	参加している	参加していない	計	参加している	参加していない
合 計		100.0 111	75.7 84	24.3 27	100.0 53	58.5 31	41.5 22
就 業 して いない		100.0 25	68.0 17	32.0 8	100.0 25	56.0 14	44.0 11
就 業 内 容	小 計	100.0 86	77.9 67	22.1 19	100.0 28	60.7 17	39.3 11
	あ ん ま マ ッ サ ー ジ	100.0 49	71.4 35	28.6 14	100.0 18	50.0 9	50.0 9
	ハ リ ・ 灸	100.0 30	8.76 26	13.3 4	100.0 12	58.3 7	41.7 5
	理 療	100.0 6	66.7 4	33.3 2			
	組 立 ・ 成 型 検 査 ・ 印 章 彫	100.0 8	100.0 8		100.0 2	50.0 1	50.0 1
	雑 役	100.0 1	100.0 1				
	ミ シ ン 縫 製 加 工 ・ 服 の 仕 立	100.0 5	100.0 5		100.0 4	100.0 4	
	タ イ プ 写 植 オ ペ	100.0 3	100.0 3		100.0 1		100.0 1
	事 務 員	100.0 2	50.0 1	50.0 1			
	公 務 員	100.0 2	100.0 2				
	教 員	100.0 6	83.3 5	1			
	不 明	100.0 2	100.0 2				

表19-2 性別1ヶ月平均支出額階層別にみた
社会活動への参加状況

性別 参加状況 1ヶ月 平均支出額	男			女		
	計	参加している	参加していない	計	参加している	参加していない
合計	100.0 111	75.7 84	24.3 27	100.0 53	58.5 31	41.5 22
1万円未満	100.0 1	100.0 6	100.0 1	100.0 2	75.0 3	100.0 2
3万円 "	100.0 6			100.0 4		25.0 1
5万円 "	100.0 19	63.2 12	36.8 7	100.0 7	42.9 3	58.1 4
7万円 "	100.0 15	73.3 11	26.7 4	100.0 8	62.5 5	37.5 3
10万円 "	100.0 28	67.9 19	32.1 9	100.0 17	64.7 11	35.3 6
15万円 "	100.0 32	93.8 30	6.2 2	100.0 4	75.0 3	25.0 1
15万円以上	100.0 5	60.0 3	40.0 2	100.0 7	71.4 5	28.6 2
不明	100.0 5	60.0 3	40.0 2	100.0 4	25.0 1	75.0 3

(E) 表20と21は、『健康の状態』について聞いたものである。「現在の健康状態」として、「健康である」と答えたものが五四・九%、「疲れやすい」のが三四・八%、「病弱」が一三・四%、「殆んどねている」が二・四%であった。全体の半数近くが、疲れやすく、病弱で、少数であるが殆んどねているのである。これは、健康状態が良いとは決していえない状況である。全体の七割が就業しているにもかかわらず、健康でない状態の人々が五割いるのである。健康ではないが働かざるをえない重度障害者の実態を示している。とくに、V・VI類型では「疲れやすい」と答えた人々が多く、V類型では五六・五%で半数以上である。障害による不自由さは心身ともに疲れを誘発し、健康をそこなうことも事実である。この身体的社会的ハンディについて社会保障が必要である。この「健康と障害との関係」について、表21は、本人の診断を示している。この関係について「影響がある」と答えたものが六七・五%、「影響がない」と答えたものが二三%、「どちらともいえない」が六・七%、「その他」は「わからない」人である。V・VI類型では「影響がある」が平均八五%である。これは、明らかに障害と健康は相関関係があることを示している。身体障害はそれぞれ個別的障害であり、今回の調査で全数のそれぞれが障害症状を相違し、障害名を異にしていた。同じ障害ということはありえないのである。健康状態も個人差があり、さらに、障害に個人差がある以上、健康と障害の関係は一層、個人差の深いものといえよう。身体障害者の医療は、この点、とくに、アフターケア、リハビリテーションなどの必要な保障が体系化されねばならない。

表 20 現在の健康状態 (M.A)

類型	状態 性別	合計	健康である	疲れやすい	病弱	ほっとしている
I	男	100.0 54	50.0 27	53.3 18	24.4 11	1.9 1
	女	100.0 25	72.0 18	24.0 6	8.0 2	8.0 2
	計	100.0 79	57.0 45	30.4 24	16.5 13	3.8 3
II	男	100.0 11	54.6 6	27.3 3	18.2 2	
	女	100.0 3	10.0 3			
	計	100.0 14	64.3 9	21.4 3	14.3 2	
III	男	100.0 8	62.5 5	37.5 3		
	女	100.0 5	60.0 3	20.0 1	20.0 1	
	計	100.0 13	61.5 8	30.8 4	7.7 1	
IV	男	100.0 8	75.0 6	25.0 2		
	女	100.0 3	66.7 2	33.3 1		
	計	100.0 11	72.7 8	27.3 3		
V	男	100.0 15	26.7 4	60.0 9	13.3 2	
	女	100.0 8	50.0 4	50.0 4	12.5 1	
	計	100.0 23	34.8 8	56.5 13	13.0 3	
VI	男	100.0 15	46.7 7	46.7 7	13.3 2	6.7 1
	女	100.0 9	55.6 5	33.3 3	16.1 1	
	計	100.0 24	50.0 12	41.7 10	12.5 3	4.2 1
合	男	100.0 111	49.6 55	37.8 42	15.3 17	1.8 2
	女	100.0 53	66.0 35	28.3 15	9.4 5	3.8 2
計		100.0 164	54.9 90	34.8 57	13.4 22	2.4 4

都市における重度身体障害者の生活実態

表 21 健康と障害との関係

類型	関係 性別	合	影	影	ど	そ
		計	響	響	う	の
			あ	な	い	他
			る	い	え	
I	男	100.0 27	55.6 15	33.3 9	3.7 1	7.4 2
	女	100.0 7	71.4 5	28.6 2		
	計	100.0 34	58.8 20	32.4 11	2.9 1	5.9 2
II	男	100.0 5	20.0 1	60.0 3	20.0 1	
	女					
	計	100.0 5	20.0 1	60.0 3	20.0 1	
III	男	100.0 3	66.7 2		33.3 1	
	女	100.0 2	100.0 2			
	計	100.0 5	80.0 4		20.0 1	
IV	男	100.0 2	50.0 1	50.0 1		
	女	100.0 1	100.0 1			
	計	100.0 3	66.0 2	33.3 1		
V	男	100.0 11	90.9 10	9.1 1		
	女	100.0 4	75.0 3	25.0 1		
	計	100.0 15	86.7 13	13.3 2		
VI	男	100.0 8	87.5 7	12.5 1		
	女	100.0 4	75.0 3	25.0 1		
	計	100.0 12	83.3 10	16.7 2		
合	男	100.0 56	64.3 36	25.0 14	7.1 4	3.6 2
	女	100.0 18	77.8 14	16.7 3	5.5 1	
計		100.0 74	67.5 50	23.0 17	6.7 5	2.7 2

(F) 表22から26までは『住宅』について調査したものである。経済状況や生活水準は住宅条件に反映している。表19は「住宅の所有関係」について分類したもので、持家率は四五・七％、借家は二七・五％、公営・公団住宅は八・六％、借間民間アパートは一・六％、給与住宅は一・九％、その他が三・四％となっている。I類型では持家と借家が同数の三四・一％、II類型は持家が五〇％、III類型は八四・六％が持家であり、IV類型は六三・六％が持家、V類型は五二・一％、VI類型は四五・八％が持家である。住宅難と住宅問題は国民各階層に及んでいる。持家であるからといって住宅問題が解消したわけではない。持家であっても、狭さ、老朽化、不便さ、過密化など住宅問題は各家庭の悩みになっていることが多い。この調査でみる借家率は各都市の一般的借家率にくらべると低くなっている。大阪市の借家率は六〇％、京都市は五二・七％、神戸市は五二・八％、名古屋市は五〇・四％で、各都市の平均は五四％であるが、この調査対象では二七・五％と一般平均の半分を示している。各類型とも一般平均を下廻る率である。これは自営業者が多いことや、障害者のため借家生活がむづかしく、自分の家を持たざるをえないという理由が考えられる。表23は「住宅の種類」をみたもので二階建が三五％、集合住宅が二九％、平家建が二七・九％であり、三種類の割合が大体同じである。勿論、建物の種別で、生活の内容はわからないが、集合住宅が二九％であることは注目される。家に風呂が「ある」という問題も障害者にとって必要なことであるが、表24にみるように「ない」が三四・七％であり、三分の一以上に達している。重度の障害者で介護を要する場合の入浴は本人にとっても介護者にとっても、非常な苦勞であり、障害者向けに改良された浴槽浴室が必要になっている。一般の銭湯は障害者が気易く入浴できるような構造になっていない。障害者にとって住宅のなかで風呂と便所の改良が必要なのである。つぎに生活環境であるが、表25でみるように、約三分の一が環境が「よい」と答え、一四％が「ふつう」と答え、あとは住宅地域とし

て環境問題があるといえる。とくに「公害」問題をもった地域が多いことである。また、入居条件に障害がどの程度影響するかを調べた結果、表26にみるように「差別」や「たちのき」の経験が「ある」ものが一五・九%、「ない」が七八・六%で、Ⅲ・Ⅳ類型では「ない」が一〇〇%であった。重度障害者にたいし、入居に関しては八割近くが許容的態度を示し、二割が拒否的態度をもつと推測されるが、類型別にみた場合、Ⅰ類型については拒否的態度が多い。視力障害者にたいし、「火の用心が悪い」とか「清掃ができない」といった理由で拒否することが行われているが、これは明らかに偏見である。むしろ、視力障害者はど用心深く、整理がよく、これらは障害者の生活実態を知らないことによる偏見というべきである。

表 22 住宅の所有関係

種 性 類 別 型			合	持	借	公公	借民間	給	そ	不
			計	家	家	営団	間 ア パ ー ト	与 住 宅	の 他	明
I	男	100 54	31.4 17	37.0 20	14.8 8	14.8 8			2.0 1	
	女	100 25	40.0 10	25.0 7		20.0 5			12.0 3	
	計	100 79	34.1 27	34.1 27	10.1 8	16.5 13			5.2 4	
II	男	100 11	54.5 6	27.3 3	9.1 1	9.1 1				
	女	100 3	33.0 1	33.0 1	34.0 1					
	計	100 14	50.0 7	28.5 4	14.3 2	7.2 1				
III	男	100 8	87.5 7			12.5 1				
	女	100 5	80.0 4	20.0 1						
	計	100 13	84.6 11	14.7 1		7.7 1				
IV	男	100 8	62.5 5	37.5 3						
	女	100 3	66.6 2	33.4 1						
	計	100 11	63.6 7	36.4 4						
V	男	100 15	46.6 7	26.6 4	13.4 2				6.7 1	6.7 1
	女	100 8	62.5 5	25.0 2	12.5 1					
	計	100 23	52.1 12	26.0 6	13.1 3				4.4 1	4.4 1
VI	男	100 15	60.0 9		20.2 3	6.6 1			6.6 1	6.6 1
	女	100 9	22.2 2	11.2 1	33.3 3	33.3 3				
	計	100 24	45.8 11	12.5 3	4.2 1	16.6 4	12.5 3		4.2 1	4.2 1
合	男	100 111	45.9 51	29.7 33	9.9 11	9.9 11			2.7 3	1.0 2
	女	100 53	45.2 24	22.6 12	5.7 3	51.1 8	5.1 3		5.7 3	
計		100 164	45.7 75	27.5 45	8.6 14	11.6 19	1.9 3		3.4 6	1.3 2

都市における重度身体障害者の生活実態

表 23 住 宅 の 種 類

種 類	型 性 別	合	平	二	そ	集	不
		計	家 建	階 建	の 他	合 住 宅	明
I	男	100 54	20.4 11	37.0 20	3.7 2	28.7 21	
	女	100 25	28.0 7	36.0 9	4.0 1	28.0 7	4.0 1
	計	100 79	22.8 18	36.7 29	3.8 3	35.4 28	1.3 1
II	男	100 11	36.4 4	36.4 4	9.0 1	18.2 2	
	女	100 3	33.3 1	33.3 1		33.4 1	
	計	100 14	35.7 5	35.7 5	9.2 1	21.4 3	
III	男	100 8	37.5 3	12.5 1	25.0 2	25.0 2	
	女	100 5	40.0 2	60.0 3			
	計	100 13	38.5 5	30.8 4	15.3 2	15.4 2	
IV	男	100 8	37.5 3	62.5 5			
	女	100 3		68.7 2		33.3 1	
	計	100 11	27.3 3	63.6 7		9.1 1	
V	男	100 15	33.3 5	26.7 4	13.3 2	20.0 3	6.7 1
	女	100 8	25.0 2	37.5 3		37.5 3	
	計	100 23	30.4 7	30.4 7	8.7 2	26.1 6	4.4 1
VI	男	100 16	26.7 4	46.7 7		20.0 3	16.6 1
	女	100 9	44.4 4			55.6 5	
	計	100 25	32.0 8	28.0 7		32.0 8	8.0 2
合	男	100 112	26.8 30	36.6 41	6.3 7	27.2 31	2.7 3
	女	100 53	30.2 16	34.0 18	1.9 1	32.0 17	1.9 1
計		100 165	27.9 46	35.8 59	4.9 8	29.0 48	2.4 4

表 24 風呂の有無

風 類 型	浴 性 別	合	あ	な	不
		計	る	い	明
I	男	100 54	51.8 28	48.2 26	
	女	100 25	68.0 17	32.0 8	
	計	100 79	56.9 45	43.6 34	
II	男	100 11	81.8 9	18.2 2	
	女	100 3	100 3		
	計	100 14	85.7 12	14.3 2	
III	男	100 8	62.5 5	37.5 3	
	女	100 5	100 5		
	計	100 13	76.7 10	23.0 3	
IV	男	100 8	76.9 7	23.1 1	
	女	100 3	33.3 1	66.7 2	
	計	100 11	72.7 8	27.3 3	
V	男	100 15	80.0 12	20.0 3	
	女	100 8	87.5 7	12.5 1	
	計	100 23	82.6 19	17.4 4	
VI	男	100 15	53.3 8	40.0 6	6.7 1
	女	100 9	44.4 4	55.6 5	
	計	100 24	50.0 12	45.8 11	4.2 1
合	男	100 111	62.1 69	36.0 41	1.0 1
	女	100 53	69.8 37	35.2 16	
計		100 164	64.6 106	34.7 57	0.7 1

都市における重度身体障害者の生活実態

表 25 居住地域の生活環境

類型	項目 性別	合計	住宅 密集	住工 混合	住商 混合	交通 不便	公 害	環 境			そ の 他	不 明
								悪 い	ふつ う	よ い		
I	男	100 54	11.1 6	3.7 2	11.1 6		13.0 7	7.4 4	13.0 7	25.9 14	3.7 2	11.1 5
	女	100 25	20.0 5		8.2 2		4.0 1	4.1 1	8.0 2	28.0 7	4.0 1	24.0 6
	計	100 74	13.9 2	10.1 8	10.1 8		10.1 8	6.3 5	11.4 9	26.6 21	3.5 3	15.3 12
II	男	100 11					36.4 4			27.2 3	18.2 2	8.2 2
	女	100 3			33.3 1						66.7 2	
	計	100 14			7.1 1		28.6 4		21.4 3	28.6 4		14.3 2
III	男	100 8					12.5 1	12.5 1		62.5 5		12.5 1
	女	100 5								80.0 4		20.0 1
	計	100 13					7.7 1	7.7 1		69.2 9		15.4 2
IV	男	100 8		12.5 1		12.5 1			12.5 1	50.0 4	12.5 1	
	女	100 3		33.3 1	33.3 1			33.4 1				
	計	100 11		18.2 2	9.1 1	9.1 1		9.1 1	9.1 1	36.3 4	9.1 1	
V	男	100 15	6.7 1		6.7 1	6.7 1	6.7 1	13.3 2	13.3 2	33.3 5		13.3 2
	女	100 8	25.0 2	12.5 1		12.5 1	12.5 1			25.0 2		12.5 1
	計	100 23	13.0 3	4.3 1	4.3 1	8.7 2	8.7 2	8.7 2	8.7 2	30.6 7		13.0 3
VI	男	100 15	13.3 2				13.3 2	20.0 3	26.7 4	20.0 3	6.7 1	
	女	100 9	22.2 2				11.1 1	11.1 1	44.5 4	11.1 1		
	計	100 24	16.7 4				12.4 3	16.7 4	33.3 8	16.7 4	4.2 1	
合 計	男	100 111	8.1 9	2.7 3	6.3 7	1.8 2	13.5 15	9.0 10	15.3 17	29.7 33	3.6 4	10.0 11
	女	100 53	17.0 9	3.8 2	7.5 4	1.9 1	5.7 3	5.7 3	11.3 6	30.2 16	1.9 1	15.0 8
	計	100 164	11.0 18	3.0 5	6.7 11	1.8 3	11.0 18	7.9 13	14.0 23	29.9 49	3.0 5	11.7 19

表 26 障害を理由に入居拒否の経験の有無

—入居条件での差別、たちのきの要求などされたことがありますか

類型	有 無 性 別		合 計	あ る	な い	そ の 他
	I	男	100 54	29.6 16	70.4 38	
女		100 25	10.0 4	54.0 21		
計		100 79	25.3 20	74.7 59		
II	男	100 11	18.1 2	36.4 4	45.5 5	
	女	100 3		100.0 3		
	計	100 14	14.3 2	50.0 7	35.7 5	
III	男	100 8	100.0 8			
	女	100 5	100.0 5			
	計	100 13	100.0 13			
IV	男	100 8		87.5 7	12.5 1	
	女	100 3		100.0 3		
	計	100 11		90.9 10	9.1 1	
V	男	100 15		93.3 14	6.7 1	
	女	100 8	12.5 1	87.5 7		
	計	100 23	4.3 1	91.4 21	4.3 1	
VI	男	100 15	4.3 1	91.4 12	4.3 2	
	女	100 9	22.2 2	77.8 7		
	計	100 24	12.5 3	79.2 19	8.3 2	
合	男	100 111	17.1 19	74.8 83	8.1 9	
	女	100 53	13.2 7	86.8 46		
計		100 164	15.9 26	78.6 12	95.5 9	

(G) 表27から30までは「結婚」について調べたものである。全数についてみた場合、表27の通り、既婚者五七・九％、未婚者四二・一％で、既婚者が少々上廻っている。男女別で見ると、I・II類型はともに既婚者が多く、V・VI類型は逆に男女とも未婚者が多い。IV類型に一名既婚者がある。既婚者について配偶者が健常者であるか、障害者同志の結婚であったかは表28の通り、六〇％が障害者同志の結婚であり、この比率は各類型とも大体同じである。障害者の配偶者は健常者が望ましいといわれるが、男女ともに六対四の割合で障害者の場合が多くなっている。結婚に際して障害を理由に問題があったかどうか、は表29でみるように「あり」と「別になし」がほぼ半々で、「あり」が少々上廻っている。問題があった場合、親兄弟が反対したが多くて六九・六％、「経済的困難」が四一・三％、「家事育児が不安」が三〇％、「その他」が八七％となっている。しかし、結婚について障害理由が「別になし」が四六・三％あるので明るい問題として注目される。未婚者について、あえて、結婚していない理由を調べたところ、表30のように「身障のため」という理由が三三・三％、「経済的理由」が一五・九％、「家庭の事情」が二・九％、「相手がない」が一四・五％、「まだ若い、勉学中」が七・二％、「その他」が五・八％、「不明」が多くて三一・九％となっている。これは「まだ若い、勉学中」を除き、ほとんどが障害が直接的間接的に結婚のさまたげになっているとみてよいであろう。重度障害者の結婚はむづかしいとみられているが、石坂直行氏が「ヨーロッパ車いすひとり旅」で示されているように障害者福祉水準のすゝんでいる国々では、この問題を克服しつゝある。結婚問題は、障害者の福祉水準を図る重要な尺度といつてよい。

表 27 結 婚

項 目 性 別 類 型	項目 性別	合	既	未
		計	婚 者	婚 者
I	男	100.0 54	92.6 50	7.4 4
	女	100.0 25	60.0 15	40.0 10
	計	100.0 79	82.3 65	17.7 14
II	男	100.0 11	100.0 11	
	女	100.0 3	66.7 2	33.3 1
	計	100.0 14	92.9 13	7.1 1
III	男	100.0 8		100.0 8
	女	100.0 5		100.0 5
	計	100.0 13		100.0 13
IV	男	100.0 8	12.5 1	87.5 7
	女	100.0 3		100.0 3
	計	100.0 11	9.1 1	90.9 10
V	男	100.0 15	40.0 6	60.0 9
	女	100.0 8	25.0 2	75.0 6
	計	100.0 23	34.8 8	65.2 15
VI	男	100.0 15	40.0 6	60.0 9
	女	100.0 9	22.2 2	77.8 7
	計	100.0 24	33.3 8	66.7 16
合	男	100.0 111	66.7 74	33.3 37
	女	100.0 53	39.6 29	60.4 32
計		100.0 164	57.9 95	42.1 69

表 28 配偶者の方は健常者ですか
それとも障害者ですか

項 目 性 別 類 型	項目 性別	該	健	障	不
		当 者 数	常 者	害 者	明
I	男	100.0 50	36.0 18	62.0 31	2.0 1
	女	100.0 15	40.0 6	60.0 9	
	計	100.0 65	36.9 24	61.5 40	1.5 1
II	男	100.0 11	45.5 5	54.5 6	
	女	100.0 2		100.0 2	
	計	100.0 13	38.5 5	61.5 8	
III	男				
	女				
	計				
IV	男	100.0 1	100.0 1		
	女				
	計	100.0 1	100.0 1		
V	男	100.0 6	50.0 3	50.0 3	
	女	100.0 2	100.0 2		
	計	100.0 8	62.5 5	37.5 3	
VI	男	100.0 6	33.0 2	67.0 4	
	女	100.0 2		100.0 2	
	計	100.0 8	25.0 2	75.0 6	
合	男	100.0 74	39.2 29	59.5 44	1.3 1
	女	100.0 21	38.1 8	61.9 13	
計		100.0 95	38.9 37	60.0 57	1.1 1

都市における重度身体障害者の生活実態

表 29 結婚された時、何か問題がありましたか

項目 性別	総計	あり (M.A)					別に なし	不明	
		小計	親が ・反 兄弟対	経困 済的難	家児 が事不 育安	その他			
I	男	(100.0) 50	(48.0) 24	75.0 18	41.7 10	16.7 4	4.2 1	(44.0) 22	(8.0) 4
	女	(100.0) 15	(40.0) 6	66.7 4	33.3 2	33.3 2		(53.3) 8	(6.7) 1
	計	(100.0) 65	(46.2) 30	73.3 22	40.0 12	20.0 6	3.3 1	(46.2) 30	(7.7) 5
II	男	(100.0) 11	(45.5) 5	60.0 3	20.0 1	40.0 2	20.0 1	(54.5) 6	
	女	(100.0) 2						(100.0) 2	
	計	(100.0) 13	(38.5) 5	60.0 3	20.0 1	40.0 2	20.0 1	(61.5) 8	
III	男								
	女								
	計								
IV	男	(100.0) 1						(100.0) 1	
	女								
	計	(100.0) 1						(100.0) 1	
V	男	(100.0) 6	(83.3) 5	80.0 4	60.0 3	40.0 2		(50.0) 1	
	女	(100.0) 2	(50.0) 1			100.0 1		(50.0) 1	
	計	(100.0) 8	(76.0) 6	66.7 4	50.0 3	50.0 3		(25.0) 2	
VI	男	(100.0) 6	(66.7) 4	75.0 3	50.0 2	50.0 2	50.0 2	(33.3) 2	
	女	(100.0) 2	(50.0) 1		100.0 1	100.0 1		(50.0) 1	
	計	(100.0) 8	(62.5) 5	60.0 3	60.0 3	60.0 3	40.0 2	(37.5) 3	
合	男	(100.0) 74	(51.4) 38	73.7 28	42.1 16	26.3 10	10.5 4	(43.2) 32	(5.4) 4
	女	(100.0) 21	(38.0) 8	50.0 4	31.5 3	50.0 4		(57.1) 12	(14.9) 1
計	(100.0) 95	(48.4) 46	69.6 32	41.3 19	30.0 14	8.7 4	(46.3) 44	(5.3) 5	

注:上段の%のうち()のついていないものは小計に対する各回答数の割合を示す

表 30 類型別・性別による結婚してない理由 (M.A)

類型	性別	理由							不明
		合計	身障のため	経済的に無理	家庭の事情	相手がない	まだ若い勉学中	その他	
I	男	4	50.0 2	50.0 2		25.0 1			
	女	10	40.0 4	10.0 1	10.0 1			10.0 1	40.0 4
	計	14	42.9 6	21.4 3	7.1 1	7.1 1		7.1 1	28.6 4
II	男								
	女	1							100.0 1
	計	1							100.0 1
III	男	8	25.0 2	25.0 2		12.5 1			50.0 4
	女	5	40.0 2			40.0 2	40.0 2	20.0 1	
	計	13	30.8 4	15.4 2		23.0 3	15.4 2	7.7 1	30.8 4
IV	男	7		14.3 1		28.6 2	14.3 1		57.1 4
	女	3	33.3 1			33.3 1			33.3 1
	計	10	10.0 1	10.0 1		30.0 3	10.0 1		50.0 5
V	男	9	44.4 4	33.3 3				11.1 1	33.3 3
	女	6	33.3 2				16.7 1		50.0 3
	計	15	40.0 6	20.0 3			6.7 1	6.7 1	40.0 6
VI	男	9	33.3 3	11.1 1		22.2 2	11.1 1		22.2 2
	女	7	42.9 3	14.3 1	14.3 1	14.3 1		14.3 1	
	計	16	37.5 6	12.5 2	6.3 1	18.8 3	6.3 1	6.3 1	12.5 2
合計	男	37	29.7 11	24.3 9		16.2 6	5.4 2	2.7 1	35.1 13
	女	32	37.5 12	6.3 2	6.3 2	12.5 4	9.4 3	9.4 3	28.1 9
	計	69	33.3 23	15.9 11	2.9 2	14.5 10	7.2 5	5.8 4	31.9 22

(四) 表31から34は『育児』について、子どものいる人になりたいし、養育と養育上の困難な問題を中心に調べたものである。養育方法についての回答者は七二名で、表31にみるように「自分の手で育てた」が九一・七％、「他人の手をかりた」が一・二・五％である。「自分の手で育てた」という回答のなかにも少数部分が「他人の手をかりた」場合があり、回答数が複合している。育児については、九〇％以上が自分で養育しており、それだけに苦勞が多くなっている。他人の手をかりる場合は、「家族」によるものが四四・四％、「親戚」が三三・三％、「他人」が一・一％、「施設」が一・一・一％となっている。「全く他人の手で育てた」場合は皆無である。「施設」の利用度が非常に少ないのが注目されよう。七二名中、視力障害者の男一名だけが「施設」の利用者である。勿論、「施設」の養育が必要というのではないが、養育にたいする社会福祉サービスがみられないことを指摘したい。つぎに、子どもの中学卒業後の進路については、表32のように、回答数は二一名で、普通高校への進学が七一・四％、そのうち、九・五％が定時に進学している。各種学校への進学者が九・五％、就職するものが二三・八％ある。高校への進学率は京都市の場合、一般に九〇％をこしているが、障害者家庭の進学率は低いのが注目される。表33は、養育上の困難や悩みについて五項目に集約したものである。この問題は記述式で回答をえている。回答の内容をくわしく報告したのであるが、代表的なものを二、三、述べるに止める。「入浴のとき、一緒に入れない」「外出の時、子どもが先きに飛びだすのを止めることができない」「子どもの運動会に出られない」「だっこやおんぶができない」「投薬の分量や離乳のときの分量がわからず困った」「子どもの衣服の合せに困る」など、各人各様に困難さを訴えている。日常生活上の養育として六八・七％、しつけや学習指導が六五・七％、精神的負担が五五・二％、差別が四三・三％、こづかいなど学校の費用が四〇・三％となっている。差別というのは「学校で親がめくらだと言われる」「あんまの子と言わ

れて子どもがいじめられた」など、その他、親の障害を理由にいじめられる問題があげられている。学校・家庭教育に正しい障害問題についての指導が望まれる。表34は、養育上、社会からどのような援助が望まれているかを示している。一番多いのは、「教育費負担の減免」であり、つぎが、「ホームヘルパー・介護制度」がある。つづいて、「保育所」「スクールバス」「通学の安全」となり、「奨学金」「学習指導」など、教育保障と経済要求が共通して強い。視力障害や肢体不自由があれば、児童の学習、遊びについて親のハンディをカバーする援助サービスが必要なこととは当然であろう。障害者の児童養育上の諸要求はきびしく、熱烈な内容をもっている。

都市における重度身体障害者の生活実態

表 31 子 供 の 養 育 方 法 (M.A)

類型	性 別	子どもの養育 該 当 者 数	自 分 の 手 で 育 て た	他人の手をかりた (M.A)					全く他人の手で育てた(M.A)					
				小	家	親	他	施	小	家	親	他	施	
				計	族	せ	人	設	計	族	せ	人	設	
I	男	(100.0) 40	(90.0) 36	(12.5) 5	20.0 1	60.5 3		20.0 1						
	女	(100.0) 11	(100.0) 11	(9.1) 1	100.0 1									
	計	(100.0) 51	(9.2) 47	(11.8) 6	33.3 2	50.0 3		16.7 1						
II	男	(100.0) 8	(87.5) 7	(12.5) 1			100.0 1							
	女													
	計	(100.0) 8	(87.5) 7	(12.5) 1			100.0 1							
III	男													
	女													
	計													
IV	男	(100.0) 1	(100.0) 1											
	女													
	計	(100.0) 1	(100.0) 1											
V	男	(100.0) 3	(100.0) 3											
	女	(100.0) 1		(100.0) 1	100.0 1									
	計	(100.0) 4	(75.0) 3	(25.0) 1	100.0 1									
VI	男	(100.0) 6	(100.0) 6	(16.7) 1	100.0 1									
	女	(100.0) 2	(100.0) 2											
	計	(100.0) 8	(100.0) 8	(12.5) 1	100.0 1									
合 計	男	(100.0) 58	(91.4) 53	(12.1) 7	28.6 2	42.8 3	14.3 1	14.3 1						
	女	(100.0) 14	(92.9) 13	(14.3) 2	100.0 2									
	計	(100.0) 72	(91.7) 66	(12.5) 9	44.4 4	33.3 3	11.1 1	11.1 1						

表 32 類型別・性別にみた子どもの中学卒業後の進路

中学卒業後の進路 類型		性別	該 当 者 数	普通 高 校		実 業 高 校		各 種 学 校	就 職	そ の 他
				全 日 制	定 時 制	全 日 制	定 時 制			
I	男	100.0 14	71.4 10	14.2 2	21.4 3		14.2 2	28.5 4	7.1 1	
	女	100.0 5	20.0 1	60.0 3	20.0 1		20.0 1			
	計	100.0 19	57.8 11	10.5 2	31.5 6		10.5 2	26.3 5	10.5 2	
II	男									
	女									
	計									
III	男									
	女									
	計									
IV	男	100.0 1	100.0 1							
	女									
	計	100.0 1	100.0 1							
V	男									
	女									
	計									
VI	男	100.0 1	100.0 1							
	女									
	計	100.0 1	100.0 1							
合	男	16	75.0 12	12.5 2	18.7 3		12.5 2	25.0 4	6.2 1	
	女	5	20.0 1		60.0 3			20.0 1	20.0 1	
計		21	61.9 13	19.5 2	28.5 6		9.5 2	23.8 5	9.5 2	

都市における重度身体障害者の生活実態

表 33 障害の類型別・性別にみた子どもの養育上の
困難・悩み (M.A)

子どもの養育上の問題 類型	性別	該 当 者 数	日 常 生 活	学 校 づ か い な ど の 費 用	学 し 習 っ 指 導 け	精 神 的 負 担	差 別
I	男	35	74.3 26	51.4 18	71.4 25	62.9 22	45.7 16
	女	11	72.7 8	45.5 5	72.7 8	45.5 5	54.5 6
	計	46	73.9 34	50.0 23	71.7 33	58.7 27	47.8 22
II	男	8	50.0 4	37.5 3	87.5 7	62.5 5	50.0 4
	女	1	100.0 1		100.0 1		100.0 1
	計	9	51.6 5	33.3 3	88.9 8	55.6 5	55.6 5
III	男						
	女						
	計						
IV	男	1			100.0 1		
	女						
	計	1			100.0 1		
V	男	3				33.3 1	
	女	1				100.0 1	
	計	4				25.0 1	
VI	男	5	100.0 5		20.0 1	20.0 1	20.0 1
	女	2	100.0 2	50.0 1	50.0 1	100.0 2	50.0 1
	計	7	100.0 7	14.3 1	28.6 2	42.9 3	28.6 2
合	男	52	67.3 35	40.4 21	65.4 34	53.8 28	40.4 21
	女	15	73.3 11	40.0 6	66.7 10	60.0 9	53.3 8
計		67	68.7 46	40.3 27	65.7 44	55.2 37	43.3 29

表 34 子どもを育てる上で求めている社会からの援助 (M.A)

援助内容 性別	類型	合計	通 学 の 安 全	ス ク ー ル バ ス	学 習 指 導	高 校 進 学 で き る よ う に	奨 学 金 制 度 拡 充	教 育 費 の 負 担 減 免	所 得 保 障 拡 充	差 別 な く せ	介 護 制 度 ホ ー ム ヘ ル パ ー	保 育 所	安 心 し て 遊 べ る 場 所	そ の 他
I	男	35	11.4 4	14.3 5			2.9 1	5.7 2	8.6 3	5.7 2	11.4 4	8.6 3	5.7 2	25.7 9
	女	9						44.4 4			33.3 3	11.1 1		11.1 1
	計	44	9.1 4	11.4 5			2.3 1	13.6 6	6.8 3	4.5 2	15.9 7	6.8 3	4.5 2	22.7 10
II	男	6	33.3 2				16.7 1	16.7 1						33.3 2
	女													
	計	6	33.3 2				16.7 1	16.7 1						33.3 2
III	男													
	女													
	計													
IV	男													
	女													
	計													
V	男	1						100.0 1						
	女	1						100.0 1						
	計	2						100.0 2						
VI	男	4							25.0 1		25.0 1	25.0 1		25.0 1
	女	2									100.0 2			
	計	6							16.7 1		16.7 1	50.0 3		16.7 1
合計	男	46	13.0 6	10.9 5			4.3 2	8.7 4	8.7 4	11.3 2	10.9 5	8.7 4	4.3 2	26.1 12
	女	12						40.7 5			25.0 3	25.0 3		8.3 1
	計	58	10.3 6	18.6 5			3.4 2	15.5 9	6.9 4	3.4 2	13.8 8	12.1 7	3.4 2	22.4 13

(I) 表35から40までは、『家計』について調べたものであり、家族数と月間平均支出額を男女別と総数とをクロス集計し、さらに、就業者と月平均支出額をクロス集計した。また、障害があるために余分な支出と思われる問題、支出額による階層別に、生活のなかで支出したいが我慢しているもの、家計のおもな担当者はだれであるか、いまの収入で生活をどう感じているか、支出額階層別にみた生活意識、収入が不足する場合はどうしているか、など、経済面における問題を他項目にくらべ詳しく調べている。表35―1は月間支出額を一万円から一五万円以上までの七段階にわけ、男女別に家族数との関係をみたもので、男子の場合は三人家族が三三・六%で一番多く、五万円未満台の支出層のうち四七・三%であり、一五万円未満の支出層の六六・六%をしめている。三人家族で一万円未満が一世帯あるのが注目される。五人家族で一〇万円未満支出層が三二・一%と多いが、同じ家族数で、五万円、七万円層にそれぞれ一世帯づつあり、六人家族で、七万円層、一〇万円層に一世帯づつあるのが注目される。女子の一人の場合も五万円未満の層に集中し、二人から五人家族の場合も一〇万円未満の支出層に集中している。男子の場合、一五万円支出層が二九%、女の場合一〇万円支出層が三二・二%と、それぞれ一番多い層となっているが、この中間層も家族数との関係をみると、けっして豊かな層とはいえず、また、この中間層以下低所得層への傾斜が強いことをそれぞれの数字が示している。この全数的な傾向は表35―2をみれば、一層明らかになるであろう。支出額一〇万円未満層が多く、家族数の多い少いにかゝらず支出額は七万円、五万円未満台の方へ傾斜している。家族数はかならずしも支出額に關係なく、五万円未満層をみても一人世帯が二六・九%、二人家族が二三・一%、三人家族が三四・六%、四人家族七・八%、五人、六人家族がそれぞれ三・八%というように存在している。五人、六人家族で五万円の支出は大変少く、苦しい生活である。自営業であるとしても収入には限界があることを示している。また、家族就業員の数、すな

わち多就業家族によっても支出は相違している。表35—3は、家族員の就業と支出の関係をみたものであるが、「本人のみ」の就業が二九・三%、「なし」が九・一%、「配偶者のみ」が四・二%、「子どものみ」が一・二%、「親のみ」が三・六%で、あとはすべて多就業世帯といつてよい。とくに、夫婦共働きが二三・一%で目立っている。多就業世帯といつても支出額にそれほどほどの優位差は認められない。むしろ、「本人のみ」が働いている世帯の方が支出額の全段階にわたり優位性がみられる。つぎに、障害があるためにどのような余分な支出があるかをみてみると、表36が示すように「タクシー代」「電話代」がかかること、「他人への謝礼」や「補助費」が必要なこと、買物をするのに安い店を求めて歩くことができないなど、障害があるために特有の経済的支出がみられる。また、靴や衣服費が余計にかゝるといふ回答もみられた。この余分な支出については、各類型とも共通して全項目にわたり余分な支出への実感がうかがわれる。支出額階層別に、現在、欲しいが我慢しているものについてみると、表37のように「家の改造」から「医療費」にいたる一〇項、その他まで、各様であり、生活に即応した要求内容になっている。「車」は障害者の生活には必需品ともいえるものであるが、わが国では、まだ、「障害者用の車」の開発は遅れており、免許の取得も困難な状態である。風呂や電話も生活には欠くことのできないものである。障害者として当然、保障されるべき生活必需品が要求としてだされていることに注目しなければならぬ。各家庭の家計をさゝえるおまな担当者は、表38でみるように本人が五四・二%で半数以上である。その他は親・兄弟・妻となっている。息子の場合が一・二%ある。いまの生活をどう感じているかという問題は、表39にみるように、「まあまあ足りる」が四〇・二%、「少し苦しい」が二四・四%、「とても苦しい」が一八・九%で、「普通以上」という人が四・九%、「将来不安」が一五・二%となっている。生活は苦しいが、なんとか切り抜けているというのが一般的な共通した感じといえよう。しか

し、「とても苦しい」が各類型にわたって存在し、Ⅲ類型の男五〇％が、「とても苦しい」状態であることは大きな問題である。各類型とも「普通以上」と感じている数は極く少数である。さらに、この生活意識を支出額階層にみたものが、表39―1である。一万円から五万円までの世帯は「とても苦しい」から「まあまあ足りる」という巾をもち、一五万円以上の階層も、同じ巾をもっている。「いまはよいが将来が不安」という回答が全域にわたっている。この表に家族構成を加えると生活の実態がよりよくわかるであろうが、今回の調査対象は社会活動への参加度の高い階層であり、「まあまあ足りる」層が主となっているともいえよう。それにしても「とても苦しい」「少し苦しい」層が全体の四三・三％におよんでいるのであるから、障害者の生活実態は各自治体が全体について調査した場合、障害者問題は低所得階層の問題として、より明白になるにちがいないであろう。収入が不足する場合はどうするかということは、表40にみるように、「貯金の引出し」が四〇・二％で一番多い。つぎに、「親族関係の援助」である。「貯金の引出し」は各類型にわたっている。貯金については、後の表42のときに説明するが、「将来への不安」が大きいために、「貯金」する比率が高くなっている。生活が苦しいほど「貯金」は多いのである。生活に困るときに、自分の貯金か、親族の援助に頼るよりほかないのが共通した傾向といえよう。

表 35-1 家族数別にみた月間平均支出額

性別 家族数	男						女								
	小計	1	2	3	4	5	6	人以上	小計	1	2	3	4	5	6
月間平均 支出額	100.0	7.2	20.9	33.6	22.5	15.3	4.5	100.0	20.3	15.0	13.1	20.3	20.3	9.4	
合 計	111	8	23	33	25	17	5	53	11	8	7	11	11	11	5
1万円未満	100.0			100.0				100.0	50.0		50.0				
1万円	1			1				2	1		1				
3万円	100.0	50.0	33.3		16.7			100.0	15.0	25.0					
5万円	6	3	2		1			4	3	1					
7万円	100.0	15.8	31.6	47.4		5.3		100.0	57.1			28.6		14.3	
10万円	19	3	6	9		1		7	4			2		1	
15万円	15		40.0	26.7	20.0	6.7	6.7	100.0			37.5	37.5		25.0	
20万円	28		6	4	3	1	1	8			3	3			2
25万円	100.0		21.4	21.4	21.4	32.1	3.6	100.0	5.9	23.5	17.6	29.4	17.6	5.9	
30万円	32		6.2	31.3	34.4	18.8	9.4	100.0		25.0		25.0	50.0		
35万円	100.0		2	10	11	6	3	4		1		1	2		
40万円	5	1	20.0	40.0	40.0			100.0	14.3	1			71.4	14.3	
45万円	100.0			2	2			7	1	1			5	1	
50万円以上	5	1	20.0	20.0	40.0			100.0	50.0	25.0			25.0		
不明	100.0	20.0	20.0	20.0	40.0			100.0	50.0	25.0			25.0		
	5	1	1	1	2			4	2	1			1		

都市における重度身体障害者の生活実態

表 35-2 家族数と月間平均支出額との関係

月間 平均支出額	家族数							人
	合計	1	2	3	4	5	6	
合計	100.0 164	11.6 19	18.9 31	24.4 40	22.0 36	17.1 28	6.0 10	
1万円未満	100.0 3	33.3 1		66.7 2				
3万円 "	100.0 10	60.0 6	30.0 3		10.0 1			
5万円 "	100.0 26	26.9 7	23.1 6	34.6 9	7.8 2	3.8 1	3.8 1	
7万円 "	100.0 23		26.1 6	30.4 7	26.1 6		13.0 3	
10万円 "	100.0 45	2.3 1	22.2 10	20.0 9	24.4 11	26.7 12	4.4 2	
15万円 "	100.0 36		8.3 3	27.8 10	33.3 12	22.3 8	8.3 3	
15万円以上	100.0 12	8.3 1	8.3 1	16.7 2	16.7 2	41.7 5	8.3 1	
不明	100.0 9	33.3 3	22.2 2	11.1 1	22.2 2	11.1 1		

表 35-3 就業者構成別にみた1ヶ月平均支出額

就業者構成 1ヶ月平均 支出額	合 計	な し	本人の み	本人+配偶者 の	配偶者の み	本人+配子 ども	本人+子 ども	子 どもの み	本人+配 兄弟	本人+親 兄弟	本人+親	本人+兄 姉	親+叔 父母	親 の み	親+兄 姉	兄 姉 の み
合 計	100.0 164	9.1 15	29.3 48	23.2 38	4.2 7	2.4 4	2.4 4	1.2 2	0.6 1	4.2 7	4.2 7	4.9 8	0.6 1	3.6 6	4.9 8	4.9 8
1万円以下	100.0 3		66.7 2		33.3 1											
1～3万円未満	100.0 10	40.0 4	40.0 4									10.0 1				10.0 1
3～5	100.0 26	23.1 6	38.5 10	7.7 2	3.8 1						7.7 2	11.5 3				
5～7	100.0 23	4.3 1	17.4 4	26.1 6		4.3 1	8.7 2	4.3 1	4.3 1	4.3 1	8.7 2				13.0 3	8.7 2
7～10	100.0 45	6.7 3	24.4 11	33.3 15	6.7 3	4.4 2	2.2 1	2.2 1	2.2 1	8.9 4		4.4 2		2.2 1		2.2 1
10～15	100.0 36		33.3 12	27.8 10	2.8 1	2.8 1	2.8 1			5.6 2	8.3 3	2.8 1		5.6 2	8.3 3	
15万円以上	100.0 12		16.7 2	33.3 4	8.3 1							8.3 1	8.3 1	8.3 1	8.3 1	8.3 1
不 明	100.0 9	11.1 1	33.3 3	11.1 1											11.1 1	33.3 3

都市における重度身体障害者の生活実態

表 36 障害があるための余分な支出

類型	性別	余分な支出 合計	な し	あ る (M. A)										
				小 計	医 療 費	補 助 費	タ ク シ ー 費	ア ン ワ 代 代	家 政 婦	手 引 ・ 代 筆 謝 礼	保 険 掛 金	安 い 店 ま で い	そ の 他	不 明
I	男	(100.0) 45	(16.7) 9	(83.3) 45	17.8 8	24.4 11	71.1 32	64.4 29		26.7 12	8.9 4	20.0 9	13.3 6	
	女	(100.0) 25	(12.0) 3	(88.0) 22	13.6 3	4.5 1	54.5 12	36.3 8		40.9 9		31.8 7	13.6 3	9.1 2
	計	(100.0) 79	(15.2) 12	(84.8) 67	16.4 11	17.0 12	65.7 44	15.2 37		31.3 21	6.0 4	23.9 16	13.4 9	3.0 2
II	男	(100.0) 11	(9.1) 1	(90.9) 10	20.0 2	10.0 1	80.0 8	40.0 4		10.0 1		20.0 2		
	女	(100.0) 3	(33.3) 1	(66.0) 2			100.0 2	50.0 1		50.0 1	50.0 1			
	計	(100.0) 14	(14.3) 2	(85.7) 12	16.7 2	8.0 1	83.5 10	41.7 5		16.7 2	8.3 1	16.7 2		
III	男	(100.0) 8	(12.5) 1	(87.5) 7	14.3 1	57.1 4	85.7 6	28.6 2		28.6 2		42.9 3	14.3 1	
	女	(100.0) 5	(20.0) 1	(80.0) 4	75.0 3	50.0 2	75.0 3		25.0 1		25.0 1		25.0 1	
	計	(100.0) 13	(15.4) 2	(84.8) 11	36.4 4	54.5 6	86.8 9	18.2 2	9.1 1	18.2 2	9.1 1	27.3 3	18.2 2	
IV	男	(100.0) 8	(25.0) 2	(75.0) 6	33.3 2	66.7 4	66.7 4	16.7 1		16.7 1	50.0 3		16.7 1	
	女	(100.0) 3	(33.3) 1	(66.7) 2			50.0 1				50.0 1		50.0 1	
	計	(100.0) 11	(27.3) 3	(72.7) 8	25.0 2	50.0 4	62.5 5	12.8 1		12.5 1	50.0 4		25.0 2	
V	男	(100.0) 15	(20.0) 3	(80.0) 12	25.0 3	33.3 4	50.0 6	58.3 7		8.3 1		16.7 2	58.3 7	8.3 1
	女	(100.0) 8	(12.5) 1	(87.5) 7	57.1 4	28.6 2	42.9 3	28.6 2		14.3 1	28.6 2	28.6 2	28.6 2	
	計	(100.0) 23	(17.4) 4	(82.6) 19	36.8 7	31.6 6	47.4 9	47.4 9		10.5 2	10.5 2	21.1 4	47.5 9	5.3 1
VI	男	(100.0) 15	(13.3) 2	(86.7) 13	38.5 5	46.2 6	46.2 6	23.1 3		15.4 2		15.4 2	38.5 5	
	女	(100.0) 9	(11.1) 1	(88.9) 8	25.0 2	37.5 3	60.0 5	37.5 3			12.5 1		37.5 3	
	計	(100.0) 24	(12.5) 3	(87.5) 21	33.3 7	42.9 9	52.4 11	28.6 6	9.5 2		4.8 1	9.5 2	38.1 8	
合 計	男	(100.0) 111	(16.2) 18	(83.8) 93	19.5 18	32.3 30	66.7 62	49.5 46		20.4 19	7.5 7	19.4 18	21.5 20	1.1 1
	女	(100.0) 53	(15.1) 8	(84.9) 45	26.7 12	17.8 8	57.8 26	31.1 14	2.2 1	24.4 11	13.3 6	20.0 9	22.2 10	4.4 2
	計	(100.0) 164	(15.9) 26	(84.1) 138	21.7 30	27.5 38	63.8 88	43.5 60	1.0 1	21.7 30	9.4 13	19.6 27	21.7 30	2.2 3

表 37 支出額階層別にみた生活の中で支出したいがまましているもの

支出したいが まましているもの 1ヶ月平均 支出額	合計	なし	あり (M.A.)												
			小計	家の 改造	営業機 械の たため の備蓄	クル マ	電 話	テレビ レコー ド	冷 暖 房	風 呂	テー プレコー ダ タイ プタイ ダ	衣 類	医 療 費	そ の 他	不 明
合計	(100.0)	(36.0)	(64.0)	13.3	14.3	2.9	4.8	11.4	3.8	7.5	10.5	10.5	6.7	48.6	5.7
10,000円以下	(100.0)	(33.3)	(66.7)											100.0	
10,000～29,999円	(100.0)	(20.0)	(80.0)	12.5	12.5		12.5	12.5	12.5		12.5	12.5	25.0	62.5	12.5
30,000～49,999	(100.0)	(34.6)	(65.4)	17.6	5.9	5.9	19.8	11.8	5.9	17.6		29.4	17.6	41.2	11.8
50,000～69,999	(100.0)	(39.1)	(60.9)	7.1	21.4				7.1	14.2	4.1		7.1	42.9	
70,000～99,999	(100.0)	(31.1)	(68.9)	12.3	22.9	3.2	6.5	16.1	3.2	6.5	6.5	12.9		41.9	3.2
100,000～149,999	(100.0)	(38.9)	(61.1)	18.2	9.1			18.2		9.2	18.2	4.5	4.5	45.5	4.5
150,000円以上	(100.0)	(33.3)	(66.7)	12.5	12.5						25.0			62.5	12.5
不明	(100.0)	(66.7)	(33.3)			33.3				33.3	33.3			100.0	

都市における重度身体障害者の生活実態

表 38 家計のおもな担当者

類 型	性別	家計担当者		合 計	本 人	妻	夫 婦	親	兄 弟	息 子	そ の 他	不 明
		合 計	本 人									
I	男	100.0 54	68.5 37	14.8 8	7.4 4	5.6 3					3.2 2	
	女	100.0 25	60.0 15		16.0 4		4.0 1	4.0 1				16.0 4
	計	100.0 79	66.2 52	10.1 8	10.1 8	3.9 3	1.2 1	1.2 1	2.5 2	5.0 4		
II	男	100.0 11	81.8 9		18.2 2							
	女	100.0 3	66.7 2				33.3 1					
	計	100.0 14	78.7 11		14.2 2		7.1 1					
III	男	100.0 8				62.5 5	37.5 2					12.0 1
	女	100.0 5	20.0 1			80.0 4						
	計	100.0 13	7.6 1			69.5 9	15.3 2					7.6 1
IV	男	100.0 8		12.5 1		50.0 4	37.5 3					
	女	100.0 3				33.3 1	33.3 1			33.4 1		
	計	100.0 11		9.0 1		45.7 5	36.3 4			9.0 1		
V	男	100.0 15	53.3 8		6.7 1	20.0 3					13.5 2	6.7 1
	女	100.0 8	27.5 3			50.0 4	12.5 1					
	計	100.0 23	48.1 11		4.3 1	30.4 7	4.6 1			8.6 2	4.3 1	
VI	男	100.0 15	60.0 9			20.0 3	13.3 2	6.7 1				
	女	100.0 9	55.6 5			22.2 2	22.2 2					
	計	100.0 24	58.6 14			20.8 5	16.6 4	4.1 1				
合 計	男	100.0 11	56.3 63	7.2 8	6.3 7	16.2 18	6.3 7	0.9 1	2.8 2	3.6 4		
	女	100.0 53	49.0 26		7.5 4	20.6 11	11.3 6	1.7 1	1.7 1	8.2 4		
	計	100.0 16	54.2 89	4.9 8	6.7 11	17.7 29	7.9 13	1.2 2	2.5 3	4.8 8		

表 39 いまの収入で生活はどうお感じでしょうか (M.A)

類型	性別	生活意識							
		合計	とても 苦しい	少し 苦しい	まあまあ 足りる	普通 以上	将来 不安	そ の 他	不 明
I	男	54	18.5 10	33.3 18	40.7 22	3.7 2	16.7 9		
	女	25	15.0 4	4.0 1	56.0 14	12.0 3	8.0 2	4.0 1	
	計	79	17.7 14	24.1 19	45.6 36	7.6 6	13.9 11	1.3 1	
II	男	11	18.2 2	27.3 3	45.5 5		9.1 1		
	女	3		33.3 1	66.7 2				
	計	14	14.3 2	28.6 4	50.0 7		7.1 1		
III	男	8	50.0 4	12.5 1	12.5 1		12.5 1	12.5 1	
	女	5	20.0 1	20.0 1	20.0 1	20.0 1	20.0 1		
	計	13	38.5 5	15.0 2	15.0 2	7.7 1	15.4 2	7.7 1	
IV	男	8	12.5 1	25.0 2	62.5 5		12.5 1		
	女	3			66.7 2		33.3 1	33.3 1	
	計	11	9.1 1	18.2 2	63.6 7		18.2 2	9.1 1	
V	男	15	20.0 3	46.7 7	20.0 3		20.0 3		
	女	8	25.0 2	12.5 1	37.5 3		25.0 2		
	計	23	21.7 5	34.8 8	26.1 6		21.7 5		
VI	男	15	30.0 3	33.3 5	26.7 4	6.7 1	13.3 2		6.7 1
	女	9	11.1 1		44.4 4	11.1 1	22.2 2	11.1 1	
	計	24	16.7 4	20.8 5	33.3 8	8.3 2	16.7 4	4.2 1	4.2 1
合 計	男	111	20.7 23	32.4 36	36.0 40	2.7 3	15.3 17	0.9 1	1.0 1
	女	53	15.1 8	7.5 4	49.1 26	9.4 5	15.1 8	5.7 3	1.9 1
計		164	18.9 31	24.4 40	40.2 66	4.9 8	45.2 25	2.4 4	1.2 2

都市における重度身体障害者の生活実態

表 39-1 1ヶ月平均支出額階層別にみた生活意識

生活意識 (M.A) 1ヶ月 平均支出額	合 計	と と も 苦 しい	少 し 苦 しい	ま ま あ ま あ 足 り る	普 通 以 上	い 将 来 が よ い 不 安	そ の 他	不 明
1万円以下	3	33.3 1		33.3 1		33.3 1		
10,000円 ～29,999	10	50.0 5	100 1	30.0 3		10.1 1	10.0 1	
30,000円 ～49,999	26	12.3 11	15.4 4	34.6 9		15.4 4		
50,000円 ～69,999	23	13.0 3	26.1 6	52.2 12	8.7 2	4.3 1		
70,000円 ～99,999	45	13.3 6	28.9 13	44.4 20	2.2 1	17.8 8	4.4 2	
100,000円 ～149,999	36		33.3 12	41.7 15	8.3 3	11.1 4		
150,000円 以上	12	83 1	16.7 2	48.7 5	16.7 2	25.0 3		
不 明	9	11.1 1	22.2 2	11.1 1		33.3 3	11.1 1	22.2 2
合 計	164	18.9 31	24.4 40	46.2 66	4.8 8	15.2 25	24 4	1.2 2

表 40 収入が不足する場合の方策 (M.A)

類 型	方 策 性 別	回 答 者 数	借 金	貯 金 引 出 し	資 産 の 売 却	買 入 れ	親 族 関 係 の 援 助	近 隣 か ら の 援 助	そ の 他
I	男	19	23.1 9	41.0 16	5.1 2	5.1 2	28.2 11	5.1 2	28.2 11
	女	15	33.3 5	33.3 5			33.3 5	6.7 1	20.0 3
	計	34	41.2 14	61.8 21	5.9 2	5.9 2	47.1 16	8.9 3	41.2 14
II	男	9	11.1 1	44.4 4			22.2 2		55.1 5
	女	3		33.3 1			33.3 1		33.3 1
	計	12	8.3 1	41.7 5			25.0 3		50.0 6
III	男	7	28.6 2	14.3 1			28.6 2		57.1 4
	女	3		66.7 2					33.3 1
	計	10	20.0 2	30.0 3			20.0 2		50.0 5
IV	男	4		50.0 2			25.0 1		25.0 1
	女	3	33.3 1	33.3 1			66.0 2		33.3 1
	計	7	14.3 1	42.9 3			42.9 3		28.6 2
V	男	12	16.7 2	50.0 6					41.7 5
	女	6	16.7 1	83.5 5			33.3 2		
	計	18	16.7 3	61.1 11			11.1 2		27.8 5
VI	男	12	16.7 2	16.7 2	8.3 1		41.7 5		41.7 5
	女	9		44.4 4			44.4 4		22.2 2
	計	21	9.5 2	28.6 6	4.8 1		42.9 9		33.3 7
合 計	男	83	19.3 16	37.3 31	3.6 3	2.4 2	25.3 21	2.4 2	37.3 31
	女	39	17.9 7	46.2 18			35.9 14	2.7 1	20.5 8
		122	18.9 23	40.2 49	2.5 3	1.6 2	28.7 35	2.5 3	32.0 39

(1) 表41から44までは、「社会保障の給付」についてみたものである。現在、障害者福祉年金は月七五〇〇円、老令福祉年金月五〇〇〇円、母子・準母子および遺児年金月二〇〇〇〇円、二人目の子から一人につき月八〇〇〇円となっている。前述通りの統計でみるように障害のための支出や就業上の困難にたいする保障として、現行の年金額は低く、拠出制障害年金の要件を満たさない被保険者という制限もついている。雇用労働者に対する最低賃金制の確立と所得保障として年金制度の充実は、障害者の生活にとってかゝすことのできない問題である。表41は、年金、手当の受給状況を示している。障害者福祉年金の受給者は七八・八％、社会福祉年金受給者は五・三％、母子・準母子福祉年金受給者はなく、厚生年金による障害年金受給者が六％、「その他」は「老令」や「障害手当」を受給した者で、三・三％、児童手当の受給者は〇・七％、児童扶養手当の受給者は一・三％にすぎない。「堀木訴訟」は、この障害福祉年金と児童扶養手当が併給できないということとで争われたのである。この手当は昭和四八年十月から児童一人月六五〇〇円となり、人数に応じて加算がある。年金や手当は、それぞれ目的があつて給付されるものであり、一つの公的給付があれば、他の公的給付が支給されないというのは明らかに矛盾した問題であろう。年金制度と手当制度が体系化されず、問題別に個別に配列されているために相互離反の状況をおこしているのである。

地方自治体独自の手当は次第に拡がりつゝあり、この調査結果をみても、各類型別に少数ではあるが受給者が存在している。年金、手当の使途については、表42にみるように、「生活費」に充当するものが半数以上で五七％、そのつぎに「貯金」が二五・八％が多い。「貯金」は前述した通り、生活の不安、将来おこる困窮予測のために現在の「生活費」を切りつめて廻している止むをえざる生活防衛費ともいえる性格をもっている。とくに、Ⅲ・Ⅳ類型では、この傾向が強く示されている。障害年金は、障害目的に使途される状況ではなく、生活費に充当されている。所

得保障年金が確立されないかぎり、低所得層への各種年金・手当はすべて生活費に充当されるのが当然なのである。年金手当を申請して、堀木文子さん同様に拒否されたケースを調べたのが、表43である。全数のうち二〇％近く存在している。「所得制限」によるものが、そのケースのうち六五・六％と多く、「併給禁止」の条項によるものが一二・五％となっている。現行の年金、手当は自動的に給付されるわけでなく、所得の巾を低く制限し、対象者を抑制しているわけである。障害者は健康を維持するために健常者より配慮する度合が大きいのであるが、医療費については、表44のとおり、「国民健康保険」が五七・三％と半数以上を占め、それだけに自己負担が多くなっている。全額自費というケースがI類型にみられる。共済組合による健康保険は二八％、公費負担医療が一四％で、日雇健康保険が〇・六％となっている。障害者医療は保険医療と公費負担医療の両方に関係しているが、手続きが複雑であり、合理的な一本化が望まれている。医療費の負担について、男子、女子を就業者別にわけてみたのが、表44—1、2である。1は男子の場合で、「本人のみ」「本人と配偶者」の比率が女子の場合より、少し高いが、ともに、医療費負担の形態は同型である。

都市における重度身体障害者の生活実態

表 41 次の年金・手当を受給していますか (M. A)

年金 手当	回 答 者 数	福 祉 年 金			厚年、共済		国民年金の年金	恩 給	労 災 保 険	児 童 手 当	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	地 方 自 治 体 の 年 金 手 当	そ の 他 の 公 的 年 金 手 当
		障 害	老 令	母 子	障 害	そ の 他								
I	男	52	82.7 43	3.9 2		9.6 5				1.9 1	1.9 1		7.7 4	
	女	24	95.8 23	12.5 3			4.2 1	4.2 1						
	計	76	86.8 66	6.6 5		6.6 5	1.3 1	1.3 1			1.3 1	1.3 1		5.3 4
II	男	11	81.8 9										18.2 2	
	女	3	66.7 2	33.3 1										
	計	14	78.6 11	7.1 1									14.3 2	
III	男	8	87.5 7	25.0 2			12.5 1						12.5 1	
	女	4	75.0 3										25.0 1	
	計	12	83.3 10	16.7 2			8.3 1						16.7 2	
IV	男	7	71.4 5					28.6 2					14.3 1	14.3 1
	女	3	100 3			33.3 1								
	計	10	80.0 8			10.0 1		20.0 2					10.0 1	10.0 1
V	男	15	73.3 11			6.7 1	26.0 4						6.7 1	
	女	6	33.3 2			16.7 1		16.7 1					33.3 2	
	計	21	61.7 13			9.5 2		23.8 5					14.3 3	
VI	男	9	44.4 4			11.1 1	22.2 2			11.1 1			22.2 2	11.1 1
	女	9	77.9 7				11.1 1	11.1 1						
	計	18	61.1 11			5.6 1	16.7 3	5.6 1		5.6 1			11.1 2	5.6 1
合	男	102	77.5 79	3.9 4		6.9 7	2.9 3	5.9 6		1.0 1	1.0 1	2.0 2	10.8 11	2.0 2
	女	49	81.6 40	8.2 4		4.1 2	4.1 2	6.1 3					6.1 3	
計		151	78.8 119	5.3 8		6.0 9	3.3 5	6.0 9		0.7 1	0.7 1	1.3 2	19.3 14	1.3 2

表 42

年金手当の使途について (M.A)

類型	性別	年金・手当の使途	合計	生活費	ふだん買えないもの	子供のために	こずかい	貯金	借金返済	その他	記入なし
I	男		52	69.2 36	17.3 9	17.3 9	5.8 3	11.5 6	5.5 3	3.8 2	3.8 2
	女		24	54.2 13	25.0 6	8.3 2	4.2 1	33.3 8	8.3 2	4.2 1	4.2 1
	計		76	69.5 49	19.7 15	14.5 11	5.3 4	18.4 14	6.6 5	3.9 3	3.9 3
II	男		11	54.5 6	27.3 3	27.3 3	9.1 1	9.1 1	9.1 1		
	女		3	33.3 1	33.3 1					6.7 2	
	計		14	50.0 7	25.6 4	21.4 3	7.1 1	7.1 1	7.1 1	14.0 2	
III	男		8	50.0 4				25.0 2	12.5 1	25.0 2	
	女		4	25.0 1			25.0 1	25.0 1		25.0 1	25.0 1
	計		12	41.6 5			8.3 1	25.0 3	5.3 1	25.0 3	5.3 1
IV	男		7				28.6 2	76.9 5			14.0 1
	女		3	66.7 2			33.3 1	10.0 3			
	計		10	20.0 2			30.0 3	80.0 8			10.0 1
V	男		15	66.7 10	6.7 1		26.7 4	33.3 5			
	女		6	66.7 4			16.7 1	16.7 1		16.7 1	33.3 2
	計		21	66.7 14	4.8 1		23.8 5	28.6 6		4.8 1	9.5 2
VI	男		9	55.6 5	0	11.1 1	22.2 2	33.3 3	11.1 1		66.7 6
	女		9	44.4 4	11.1 1		22.2 2	44.4 4	11.1 1		
	計		18	50.0 9	5.6 1	5.6 1	22.2 4	38.9 7	11.1 2		33.3 6
合計	男		102	59.8 61	12.6 13	12.6 13	11.8 12	21.6 22	5.9 6	3.9 4	5.8 9
	女		49	51.0 25	16.3 8	4.1 2	12.2 6	34.7 17	6.1 3	10.2 5	8.2 4
	計		151	57.0 86	13.9 21	9.9 15	11.9 18	25.8 39	6.0 9	6.0 9	8.6 13

都市における重度身体障害者の生活実態

表 43 年金・手当（たとえば福祉年金・児童扶養手当など）を
うけようとして断われたことがありますか

類 型	項 目 性 別	合 計	な い	あ る (M. A)			
				小 計	所 制 得 限	併 禁 給 止	そ の 他
I	男	(100) 54	(79.6) 43	(21.4) 11	54.5 6	27.5 3	15.2 2
	女	(100) 25	(96.0) 24	(4.0) 1			100.0 1
	計	(100) 79	(84.8) 67	(15.2) 12	50.0 6	25.0 3	25.0 3
II	男	(100) 11	(91.0) 10	(9.0) 1	100 1		
	女	(100) 3	(100) 3				
	計	(100) 14	(92.8) 13	(7.2) 1	100 1		
III	男	(100) 8	(50.0) 4	(50.0) 4	75.0 3		25.0 1
	女	(100) 5	(100) 5				
	計	(100) 13	(69.2) 9	(30.8) 4	75.0 3		25.0 1
IV	男	(100) 8	(87.5) 7	(12.5) 1	100 1		
	女	(100) 3	(33.3) 1	(66.7) 2	52.0 1		50.0 1
	計	(100) 11	(72.7) 8	(27.3) 3	66.7 2		33.3 1
V	男	(100) 15	(66.7) 10	(33.3) 5	10.0 3		30.0 2
	女	(100) 8	(75.0) 6	(25.0) 2	100 2		
	計	(100) 23	(69.6) 16	(30.4) 7	71.4 5		28.6 2
VI	男	(100) 15	(80.0) 12	(20.0) 3	100 3		
	女	(100) 9	(77.8) 7	(22.2) 2	50.0 1	50.0 1	
	計	(100) 24	(74.2) 19	(20.8) 5	80.0 4	20.0 1	
合 計	男	(100) 111	(77.5) 86	(22.5) 25	68.0 17	12.0 3	20.0 5
	女	(100) 53	(86.8) 46	(13.2) 7	57.1 4	14.3 1	28.6 2
計		(100) 164	(80.5) 132	(19.5) 32	65.6 21	12.5 4	21.9 7

表 44 あなたの医療費は何によっておられますか (M.A)

医療費 類型別	性別	合計	共済 健康 組合	国 保	日 雇 健 保	公 費 負 担	全 額 自 費	そ の 他
I	男	54	18.5 10	68.5 37	1.6 1	11.1 6	3.7 2	1.9 1
	女	25	8.0 2	80.0 20		8.0 2	4.0 1	4.0 1
	計	79	15.2 12	74.7 59	1.3 1	10.1 8	3.3 3	2.5 2
II	男	11	18.2 2	81.8 9				
	女	3		100 3				
	計	14	14.3 2	85.7 12				
III	男	8	25.0 2	37.5 3		25.0 2		12.5 1
	女	5	60.0 3	40.0 2				
	計	13	38.5 5	38.5 5		15.4 2		7.9 1
IV	男	8	50.0 4	37.5 3		12.5 1		
	女	3		66.7 2		33.3 1		
	計	11	36.4 4	45.5 5		18.1 2		
V	男	15	40.0 6	33.3 5		26.7 4		
	女	8	50.0 4	37.5 3		25.0 2		
	計	23	43.5 10	34.5 8		26.1 6		
VI	男	15	46.7 7	33.3 5		26.7 4		
	女	9	66.7 6	22.2 2		11.1 1		
	計	24	54.2 13	29.2 7		20.8 5		
合 計	男	111	27.9 31	55.9 62	0.9 1	15.3 17	1.8 2	0.9 1
	女	53	28.3 15	60.4 32		11.3 6	1.9 1	1.9 1
計		164	28.0 46	57.3 94	0.6 1	14.0 23	1.8 3	1.2 2

表 44-1 就業者構成の型別にみた医療費負担 (男子)

医療費負担 (M.A.)	就業者構成															
	合計	なし	本人のみ	本人+配偶者	本人+配+兄	本+配+子ども	本+子ども	本+親	本+親+兄	本+兄	配偶者のみ	親のみ	親+兄	兄のみ	子どものみ	親+叔母
合計	111	10.8 12	33.3 37	27.9 31	0.9 1	0.9 1	3.6 4	5.4 6	3.6 4	3.6 4		3.6 4	2.7 3	2.7 3	0.9 1	
健康保険	31		29.0 9	29.0 9				9.7 3	3.2 1	3.2 1		9.7 3	9.7 3	6.5 2		
国民健康保険	62	4.8 3	35.5 22	33.9 21	1.6 1	1.6 1	6.5 4	4.8 3	4.8 3	3.2 2		1.6 1		1.6 1		
日雇健保	1		100.0 1													
公費負担	17	47.1 8	29.4 5	11.8 2					5.9 1						5.9 1	
自費	2		100.0 2													
その他	1	100.0 1														

東京都における重度障害者の就業状況

表 44-2 就業者構成の型別にみた医療費負担 (女子)

医療費負担 (M.A)	就業者構成														
	合計	なし	本人のみ	本人+配偶者	本+配+兄	本+配+子	本+子ども	本+親	本+親+兄	本+兄	配偶者のみ	親のみ	親+兄姉	兄姉のみ	子どものみ
合計	53	5.7 3	20.8 11	3.7		5.7 3	1.9 1	5.7 3	7.5 4	13.2 7	3.7 2	9.4 5	9.4 5	1.9 1	1.9 1
健康保険	15		13.3 2					13.3 2	6.7 1	26.7 4	13.3 2	20.0 3	6.7 1		
国民健康保険	32	3.1 1	25.0 8	18.8 6		9.4 3	3.1 1	3.1 1	6.3 2	9.4 3		6.3 2	9.4 3	3.1 1	3.1 1
日雇健保															
公費負担	6	33.3 2	16.7 1	16.7 1					16.7 1				16.7 1		
自費	1							100.0 1							
その他	1			100.0 1											

(K) 表45から48は、「生活保護」についてみたものである。表45は、保護受給の状況であるが、受けていない場合が圧倒的に多く、八九%で、受けている場合が一一%であった。重度障害があるにもかかわらず、保護受給が少数であるということは、一面、現行の保護基準の低位性を示すものである。保護受給は、相対的にⅢ・Ⅳ類型が多くなっている。障害の類型からみて、就労できない階層として生活困窮度が高くなるならざるをえない。生活保護の受給の特徴として、生活扶助が医療扶助を上廻っていることをあげられる。一般的には医療扶助が生活扶助を上廻っているのであるが、障害者の場合は、全く逆転している。生活扶助は、Ⅱ・Ⅳの類型以外、すべての類型にみられる。そして、同じ階層に住宅扶助も必要となっている。障害者にたいする社会福祉サービスは、この階層に重点をおかれるべきである。保護受給の理由は表46のとおり、疾病による場合が三三・三%、収入不足と働けない理由がともに二七・八%、介護人がいないためが五・六%、その他一一・一%となっている。生活保護を受給していない階層にたいして、生活保護を申請したいと思うかどうかをきいてみたところ、表47のように、「必要ない」ものが六七・八%であり、あとは、必要ではあるが現行の基準には該当しないと思っっていることが明らかになった。収入認定、資産調査により、「打ち切られたもの」「認められなかったもの」を含み、保護基準の上限を少々上廻っているために受給できない「階層」が三分の一におよんでいる。そこで、現行の生活保護行政についての意見をたずねたところ、表48のとおり、「基準が低い」というものが、六二・五%で「収入認定がきびしい」「親族扶養の範囲が広い」「世帯単位でなく本人を対象にせよ」「物価スライド」「障害による特有の支出を考慮せよ」「手続の簡略化」「年金との併給を認めよ」「役所ワーカーの応待が悪い」「肩身がせまい」など、十項目に集約できる回答がそれぞれにえられた。これらの回答はすべて、現行の生活保護行政にたいする低所得層の意見を象徴した内容である。家族解体が進行するなかで、障

害者は介護の必要上、解体しようにもできない現状である。生活保護が世帯単位より、個人単位に移行しないかぎり、個人の生存権は保障できないのである。生活保護行政は他の施策の進捗とともに、その内容および方法が大きく改善されねばならない。

都市における重度身体障害者の生活実態

表 45 生活保護受給状況

生活保護 類型別		合 計	受 け な い	受 け て い る (M.A)				
				小 計	生 活	医 療	教 育	住 宅
I	男	(100) 54	(92.6) 50	(7.4) 4	75.0 3		50.8 2	
	女	(100) 25	(88.0) 22	(12.0) 3	100.0 3	100.0 3	66.7 2	100 3
	計	(100) 79	(91.1) 72	(8.9) 7	85.7 6	42.9 3	57.1 4	42.9 3
II	男	(100) 11	(90.9) 10	(9.1) 1		100.0 1		
	女	(100) 3	(100.0) 3					
	計	(100) 14	(92.9) 13	(7.1) 1		100.0 1		
III	男	(100) 8	(62.5) 5	(37.5) 3	100.0 3	100.0 3	33.3 1	
	女	(100) 5	(100.0) 5					
	計	(100) 13	(76.9) 10	(23.1) 3	100.0 3	100.0 3	33.3 1	
IV	男	(100) 8	(100.0) 8					
	女	(100) 3	(66.7) 2	(33.3) 1		100.0 1		
	計	(100) 11	(90.9) 10	(9.1) 1		100.0 1		
V	男	(100) 15	(80.0) 12	(20.0) 3	100.0 3	66.7 2	66.7 2	
	女	(100) 8	(87.5) 7	(12.5) 1	100.0 1			
	計	(100) 23	(82.6) 19	(17.4) 4	100.0 4	50.0 2	50.0 2	
VI	男	(100) 15	(86.7) 13	(13.3) 2	100.0 2			
	女	(100) 9	(100) 9					
	計	(100) 24	(91.7) 22	(8.3) 2	100.0 6			
合 計	男	(100) 111	(88.3) 98	(18.7) 13	84.6 11	46.2 6	38.5 5	
	女	(100) 53	(90.6) 48	(9.4) 5	80.0 4	80.0 4	40.0 2	60.0 3
計		(100) 164	(89.0) 146	(11.0) 18	83.3 15	55.6 10	38.9 7	16.7 3

表 46 生活保護を受けた理由 (M.A)

類型	性別	理由	合計	病気入院のため	収入不足	働けない	介護人がない	その他
I	男		100.0 4		50.0 2	25.0 1		25.0 1
	女		100.0 3	33.3 1	33.3 1			33.4 1
	計		100.0 7	14.3 1	42.9 3	14.3 1		28.5 2
II	男		100.0 1	100.0 1				
	女							
	計		100.0 1	100.0 1				
III	男		100.0 3	33.3 1	33.3 1	66.7 2		
	女							
	計		100.0 3	33.3 1	33.3 1	66.7 2		
IV	男							
	女		100.0 1	100.0 1				
	計		100.0 1	100.0 1				
V	男		100.0 3		33.3 1	33.3 1	33.3 1	
	女		100.0 1			33.3 1		
	計		100.0 4		25.0 1	50.0 2	25.0 1	
VI	男		100.0 2	100.0 2				
	女							
	計		100.0 2	100.0 2				
合計	男		100.0 13	30.8 4	30.8 4	30.8 4	7.7 1	7.7 1
	女		100.0 5	45.0 2	20.0 1	20.0 1		20.0 1
計			100.0 18	33.3 6	27.8 5	27.8 5	5.6 1	11.1 2

都市における重度身体障害者の生活実態

表 47 現在生活保護を受給していないが
申請したいと思いますか (M.A)

類型	生活保護 性別	回 答 者 数	必 要 な い	う け ら れ う	な い と 思 う	う け た く な い	打 切 ら れ た	認 め ら れ な か つ た	そ の 他	不 明
I	男	50	64.0 32	18.0 9	2.0 1	2.0 1	6.0 3	4.0 2	6.0 3	
	女	22	81.8 18	41.5 1					13.7 3	
	計	72	69.4 50	13.9 10	1.4 1	1.4 8	4.2 3	2.2 2	8.3 6	
II	男	10	70.0 7	10.0 1	10.0 1				10.0 1	
	女	3	66.6 2	33.4 1						
	計	13	69.2 9	15.4 2	7.7 1				7.7 8	
III	男	5	40.0 2	20.0 1	20.0 1				20.0 1	
	女	5	60.0 3	20.0 1					20.0 1	
	計	10	50.0 5	20.0 2	10.0 1				20.0 2	
IV	男	8	75.0 6	12.5 1					12.5 1	
	女	2			50.0 1			50.0 1		
	計	10	60.0 6	10.0 1	10.0 1			10.0 1	10.0 1	
V	男	12	75.0 9	16.7 2				8.3 1		
	女	7	85.7 6				14.3 1			
	計	19	78.9 15	10.5 2			5.3 1	5.3 1		
VI	男	13	53.8 7	7.7 1	7.7 1		7.7 1	7.7 1	15.4 2	
	女	9	77.8 7	11.1 1	11.1 1					
	計	22	63.6 14	9.1 2	9.1 2		4.5 1	4.5 1	9.2 2	
合 計	男	98	64.3 63	15.3 15	4.0 4	1.0 1	4.1 4	4.1 4	8.2 8	
	女	48	75.0 36	8.3 4	4.2 2		2.1 1	2.1 1	8.3 4	
計		146	67.8 99	13.0 19	4.1 6	0.7 1	3.4 5	3.4 5	8.2 12	

表 48 類型別にみた現在の生活保護行政に対する意見 (M.A)

生活保護類型	回答者数	基準が低い	収入認定がきびしい	親族扶養の広い	本人を対象にせよ	物価スライド	支出を考慮せよ	手続の簡略化	年金との併給を認めよ	役所・ワーカーの悪い	肩身がせまい	その他
I	47	61.7 29	10.6 5	4.3 2	4.3 2	6.4 3	4.3 2	8.5 4	8.5 4	6.4 3	4.3 2	25.5 12
II	9	77.8 7	11.1 1			11.1 1			11.1 1	11.1 1		44.4 4
III	6	83.3 5	16.7 1		16.7 1			16.7 1			16.7 1	16.7 1
IV	3	33.3 1	33.3 1	33.3 1	33.3 1			33.3 1			33.3 1	33.3 1
V	11	54.5 6	27.3 3	18.2 2	18.2 2		9.1 1				9.1 1	18.2 6
VI	12	58.3 7	16.7 2	8.3 1	16.7 2				8.3 1	8.3 1		41.7 5
合計	88	62.5 55	14.8 13	6.8 6	9.1 8	4.5 4	3.4 3	6.8 6	6.8 6	5.7 5	5.7 5	33.0 29

(L) 表49から53までは、「障害者のための施設制度」についての認知度と利用度を調査したものである。表49は、現在、障害者に提供されている施設について知っているかどうかをきいてみたものである。「肢体不自由者更生施設」「身体障害者職業訓練所」「点字図書館」の三ヶ所については七〇％近い認知度があるが、その他の施設については半数またはそれ以下の認知度である。障害者が障害者のために設置されている施設を知らないということは、どういうことなのかを考えてみなければならぬであろう。表50の施策、サービスについての認知度は、施設に比べては高くなっている。各自治体個有のサービスは知られていない場合もあるが、一〇〇％の認知度がいなければならぬはずの「補装具の交付修理」「更生医療の給付」「国鉄バス運賃の割引」「税制上の特典」などが七〇％台、八〇％台であるのは肯定しかねる問題である。利用しているかどうかはさらに障害者の福祉施策の貧困を痛感するほど低調な結果がでていいる。表51にみるように施設利用者は、各施設についてみた場合、「点字図書館」の五三・九％以外、非常に限定されている。施設利用者は総数の四六・三％で半分に充たない。勿論、施設の設定目的と障害の性格の問題があるが、施設を設置されている地理的条件、交通条件のほかに、どれだけ障害者にP・Rし、利用し易く考慮されているかということを考える必要がある。施策サービスの利用度は全体の七八％におよび、施設の利用度より、はるかに上廻っている。しかし、これも一〇〇％に達せねばならぬ問題である。この二つの表をみても知っていることと利用していることは相関性をもっている。現在、提供している施設、施策サービスの内容について、できるかぎりの方法をもちいて徹底的に周知することが利用度を高め、さらにサービス内容の改善を促進することになる。さらに、障害による余分な支出と施設、サービスの相関性を調べたものが、表52―1である。聴覚障害者は、今回の対象に入っていなかったため、「ろうあ者の更生施設」の利用者は皆無であるが、その他「福祉工場」も設置が少

く、「特殊寝台の貸付」も普及していないため利用が少いが、その他の施設、サービスはすべて余分な支出項目と相関性を示している。表53は、希望する施設サービスについて調べたものであるが、とくに目立つのは「世帯更生資金貸付制度」である。社会保障が低位であるかぎり、自立自営を志向せざるをえない。そのための資金として貸付制度の利用を望むようになっていく。同様に「肢体不自由者更生施設」も利用希望が高くなっている。また、「家庭奉仕員」「日常生活用具給付事業」を望むもの、住宅問題を反映して「公営住宅への優先入居」を希望するものも多くなっている。この希望する数字は、今後の福祉施策やサービスの改善をはかるための一つの指標として役立つであろう。

表 49 次の施設のうち 知っているもの (M.A)

類 型	回 数 者 数	更 生 施 設 肢 体 不 自 由 者	更 生 施 設 重 度 障 害 者	更 生 施 設 失 明 者	更 生 施 設 ろ う お 者	授 産 施 設	更 生 施 設 内 部 障 害 者	更 生 援 護 施 設 重 度 障 害 者	福 祉 工 場 身 体 障 害 者	療 護 施 設 身 体 障 害 者	職 業 訓 練 所 身 体 障 害 者	点 字 図 書 館
I	7 2	59.7 43	44.4 32	68.1 49	37.5 27	55.6 40	26.4 19	29.2 21	45.8 33	31.9 23	52.8 38	87.5 63
II	1 3	76.9 10	76.9 10	69.2 9	53.8 7	61.5 8	26.2 6	38.5 5	69.2 9	38.5 5	61.5 8	104.0 13
III	1 1	63.6 7	63.6 7	45.5 5	45.5 5	81.8 9	45.5 5	63.6 7	72.8 8	63.6 7	90.9 10	54.5 6
IV	1 0	70.0 7	60.6 6	50.0 5	50.0 5	60.0 6	30.0 3	50.0 5	50.0 5	30.0 3	70.0 7	60.6 6
V	1 9	78.9 15	73.7 14	31.6 6	26.3 5	73.7 14	36.8 7	63.2 12	63.2 12	36.8 7	89.5 17	36.8 7
VI	2 1	90.5 19	85.7 18	47.6 10	47.6 10	66.7 14	38.1 8	57.1 12	61.9 13	66.7 14	76.2 16	47.6 10
合 計	1 4 6	69.2 101	59.6 87	57.5 84	40.4 59	62.3 91	32.9 48	42.5 62	54.8 80	40.4 59	65.8 96	71.9 105

観光団体の精神障害者に対する施策

表 50 次の施策・サービスのうち 知っているもの (M.A)

施策・サービス 類型	回 答 者 数	77.8	44.4	31.9	23.6	70.8	65.3	88.9	87.5	73.6	31.9	31.9	63.9
I	7 2	56	32	23	17	51	47	64	63	53	23	23	46
II	1 4	92.9	71.4	71.4	50.0	85.7	92.9	92.9	92.9	85.7	57.1	50.0	71.4
III	1 1	81.8	45.5	63.6	54.5	63.6	72.7	81.8	81.8	81.8	63.6	36.4	45.5
IV	1 1	100.0	45.5	63.6	54.5	72.7	72.7	81.8	54.5	54.5	36.4	27.3	54.5
V	2 2	95.5	72.7	81.8	45.5	68.2	72.7	90.9	81.8	77.3	54.5	27.3	81.8
VI	2 2	95.5	72.7	72.7	40.9	86.9	86.4	90.9	86.4	90.9	63.6	36.4	81.8
合 計	152	86.2	55.9	53.3	36.7	73.7	78.0	88.8	84.2	77.0	44.7	33.6	67.8
		131	85	81	55	112	111	135	128	117	68	51	103

都市における重度身体障害者の生活実態

表 51 次の施設のうち利用したことのあるもの (M.A)

施設 類型	性別	合 計	更 生 施 設	肢 体 不 自 由 者 施 設	更 生 施 設	重 度 障 害 者 施 設	失 明 者 更 生 施 設	ろ う あ 者 更 生 施 設	授 産 施 設	更 生 内 部 障 害 者 施 設	更 生 援 護 施 設	重 度 障 害 者 施 設	福 祉 工 場	身 体 障 害 者 施 設	療 護 施 設	身 体 障 害 者 施 設	身 障 者 職 業 訓 練 校	点 字 図 書 館
I	男	30					23.3 7		10.0 3								3.3 1	80.0 24
	女	14					7.1 1										7.1 1	95.7 13
	計	44					18.2 8		6.8 3								4.5 2	84.1 37
II	男	5					40.0 2											60.0 3
	女																	
	計	5					40.0 2											60.0 3
III	男	1							100.0 1				100.0 1					
	女	2	50.0 1														50.0 1	
	計	3	33.3 1						33.3 1				33.3 1				33.3 1	
IV	男	3	33.3 1	33.3 1	33.3 1							33.3 1		33.3 1	33.3 1	33.3 1		
	女	2	50.0 1						50.0 1									
	計	5	40.0 2	20.0 1	20.0 1				20.0 1			20.0 1		20.0 1	20.0 1	20.0 1		
V	男	6	16.7 1	16.7 1					50.0 3			16.7 1					33.3 2	16.7 1
	女	2	50.0 1											50.0 1	100.0 2			
	計	8	25.0 2	12.5 1					37.5 3			12.5 1		12.5 1	50.0 4	50.0 4		12.5 1
VI	男	7	42.7 3									28.8 2					57.1 4	
	女	4	50.0 2	50.0 2													50.0 2	
	計	11	45.5 5	18.2 2								18.2 2					54.5 6	
合 計	男	52	7.6 5	3.8 2	14.2 10				13.5 7			7.8 4	1.9 1	1.9 1	15.4 8	53.8 28		
	女	24	20.8 5	8.3 2	4.2 1				4.2 1					4.2 1	25.0 6	54.2 13		
計		76	13.2 10	5.3 4	14.5 11				10.5 8			5.3 4	1.3 1	2.6 2	18.0 14	53.9 41		

表 52 次の施策・サービスのうち利用したことのあるもの (M.A)

性別	計	施策サービスの利用															
		合計	補装具の交付・修理 (補聴器義足安全杖など)	更生医療の給付	給付事業(浴そう便器など)	重度障害者日常生活用具	重度障害者に対する 特殊寝台の貸付	身体障害者家庭奉仕員	公営住宅への優先入居	割引減免	国鉄バス運賃の 減免	NHK放送 受信料の減免	税制上の特典	扶養共済制度者	心身障害者	通訳設置	市役所への手話
I	男	46	39.1 18	2.2 1			8.7 4	4.3 2	67.4 31	67.4 31	46.7 21	10.9 5	2.2 1	30.4 14			
	女	20	50.0 10			15.0 3		85.0 17	50.0 10	30.0 6			20.0 4				
	計	66	42.4 28	1.5 1		10.6 7	3.0 2	72.7 48	62.1 41	40.9 27	7.6 5	1.5 1	27.3 18				
II	男	9	44.4 4	22.2 2	11.1 1		11.1 1	77.7 7	66.6 6	22.2 2	11.1 1		44.4 4				
	女	3					33.3 1	100.0 3	66.6 2	66.6 2		33.3 1					
	計	12	33.3 4	16.7 2	8.3 1		16.7 2	83.3 10	66.7 8	33.3 4	8.3 1	8.3 1	33.3 4				
III	男	6	33.3 2	16.7 1	50.0 3		16.7 1	33.3 2	33.3 2	50.0 3	33.3 2	16.7 1					
	女	2	50.0 1			50.0 1			50.0 1		50.0 1						
	計	8	37.5 3	12.5 1	37.5 3	25.0 2	25.0 2	25.0 2	54.0 4	25.0 2	25.0 2						
IV	男	6	66.7 4	16.7 1				66.7 4	33.3 2	16.7 1			16.7 1				
	女	3	66.7 2		33.3 1	33.3 1		66.7 2									
	計	9	66.7 6	11.1 1	11.1 1	11.1 1		66.7 6	22.2 2	11.1 1			11.1 1				
V	男	12	75.0 9	25.0 3	16.7 2		8.3 1	66.7 8	33.3 4	41.7 5	8.3 1		33.3 4				
	女	4	75.0 3	25.0 1	25.0 1			25.0 1	25.0 1	75.0 3			25.0 1				
	計	16	75.0 12	25.0 4	18.7 3		6.2 1	56.2 9	31.2 5	50.0 8	6.2 1		31.2 5				
VI	男	11	63.6 7		27.2 3		9.0 1	9.0 1	90.9 10	36.3 4	72.7 8	18.1 2	45.4 5				
	女	6	10.0 6		16.6 1		16.6 1	16.6 1	33.3 2	50.0 3	16.6 1						
	計	17	76.4 13		23.5 4		11.7 2	11.7 2	70.6 12	41.1 7	52.9 9	11.7 2	29.4 5				
合計	男	90	48.8 44	8.9 8	10.0 9		6.6 6	7.7 7	68.8 62	55.5 50	43.3 39	11.1 10	1.1 1	31.1 28			
	女	38	57.8 22	2.6 1	7.8 3	2.6 1	13.1 5	5.2 2	65.8 25	44.1 17	31.5 12	2.6 1	2.6 1	13.1 5			
	計	128	51.5 66	7.0 9	9.3 12	0.8 1	8.5 11	7.0 9	67.9 87	52.3 67	39.8 51	8.5 11	1.5 2	25.7 33			

表52-1 障害による余分な支出と利用している施設・サービスとの関係

利用している施設・サービス	施 設										サ ー ビ ス														
	身体不自由者更生施設	重度障害者更生施設	失明者更生施設	ろうあ者更生施設	授産施設	内部障害者更生施設	重度障害者実生養護施設	身体障害者福祉工場	身体障害者療護施設	身体障害者職業訓練校	点字図書館	補装具の交付・修理	更生医療の給付	日常生活用具給付事業	特殊療育の貸付	家庭奉仕員	公営住宅への優先入居	国鉄・バス運賃の割引	NJKK放送受信料の減免	税制上の特典	扶養共済制度	手話通訳設置	世帯更生資金貸付		
計	164	10	28	138	30	38	88	60	1	30	13	27	30	3	20.0	7.7	22.2	31.1	33.3	1.1	20.0	2.2	2.2	2.2	2.2
余分な支出なし	6.1	2.4	7.7	5.8	16.7	10.5	8.0	5.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
計	28	10	28	138	30	38	88	60	1	30	13	27	30	3	20.0	7.7	22.2	31.1	33.3	1.1	20.0	2.2	2.2	2.2	2.2
小 計	7.7	2.4	7.7	5.8	16.7	10.5	8.0	5.0	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
医 療 費	8	2	9	3	3	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
補助具・補装具	4	1	6	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タクシー代	5	1	6	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
電話代	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
家政婦	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他人の謝礼金	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保険掛金	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
安い品物の買える店まで行かない	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
不明	3	1	4	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

徳島県民生の福祉センター生活支援センター

表 53 次の施設・サービスのうち利用したいと思うもの (M.A.)

類型	施設										サービス															
	回答者数	身体障害者更生施設	重度障害者更生施設	失明者更生施設	ろうあ者更生施設	授産施設	内部障害者更生施設	重度障害者更生施設	身体障害者福祉工場	身体障害者療養施設	身体障害者職業訓練校	点字図書館	回答者数	補装具の交付修理	更生医療の給付	重度利用障害者日常業	特殊療養の貸付	家庭奉仕員	公営住宅への優先入居	国鉄バス運賃の割引	N江放送番組料の減免	税制上の特典	扶養共済制度	市役所での手話通訳設置	世帯児童手当付制度	
I	8	25.0 2				25.0 2	12.5 1				12.5 1	37.5 3	27	7.4 2	3.7 1	14.8 4	50.0 1	22.2 6	25.9 7	7.4 2				3.7 1	3.7 1	39.0 10
II			50.0 1						50.0 1				2	100.0 2			50.0 2		25.0 1	50.0 2					50.0 1	
III	2												4			50.0 2	75.0 3		25.0 1	50.0 2					25.0 1	
IV	4	25.0 1	50.0 2			25.0 1	25.0 1	50.0 2		25.0 1			6				33.3 2	16.7 1	16.7 1	33.3 2	16.7 2	16.7 1	16.7 1	16.7 1	16.7 1	
V	6	33.3 2					26.7 1	16.7 1	16.7 1	16.7 1			11	18.2 2		54.5 6	9.1 1	45.5 5	9.1 1	28.6 2	28.6 2	28.6 2	19.2 2	19.2 2	36.4 4	
VI	2								50.0 1	50.0 1			7	28.6 2	14.3 1	14.3 1	28.6 2	28.6 2	28.6 2	57.1 4	28.6 2	14.3 1	14.3 1	85.7 6		
合計	22	22.7 5	13.6 3			13.6 3	4.5 1	9.1 2	13.6 3	13.6 3	18.2 4	13.6 3	57	14.0 8	3.5 2	22.8 13	1.8 1	24.6 14	26.5 15	10.5 6	14.8 8	5.3 3	7.0 4	8.5 2	40.4 23	

(3)

この調査は、回答が記述式の個所が、各項目内にあり、数字には表現できない問題もふくまれている。これらは、いずれ、委員会として、別に報告したい計画である。障害者にたいする調査は、厚生省が五年単位に行っているが、これは障害別の数を目的にした調査であり、本委員会が、今回、行った調査のように、生活の実態内容を各視点から分析したような調査はみあたらない。また、各自治体においても障害者の調査を実施しているが、「生活保護世帯」を対象から除外したり、職業問題を取り上げなかったり、行政調査の限界を示しているものが多い。しかし、障害者の福祉、保障問題は自治体の責務として本格的にとり組むのならば、行政の組織を通じて、より、全体的な科学的な方法で調査は可能である。今回の調査は財政的な裏付けもなく、すべて、調査は各自の自由意志と熱意で行われた。それだけに貴重な資料といえる。調査員は大学生が主体であったが、調査表の最後に、「調査員の感想、その他」を記入してもらった。家庭訪問を行い、障害者本人、家族の方々と話し合い、障害者家庭の実態にふれて、それぞれ適確で素直な感想文が記述されている。これも、えがたい資料であるが、今回の報告から割愛した。この感想文も、いづれ全体的な報告書を編集する機会に入れたと思うている。表の解釈は、分析方法によってちがいを生じるが、分量が多いので、できるだけ簡潔にせざるをえなかった。障害者福祉問題に少しでも関心をもつ人々は、これらの表のなかから多くの問題を引きだして頂きたいと念願している。